

第2期丸亀市こども未来計画

(令和2年度～6年度)

(案)

閲覧用

令和2年1月5日版

丸亀市

児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日宣言)

- すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号)

【目的】

第 1 条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

第 61 条

市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（平成6年5月16日 公布）

【4つの権利】

- 1 生きる権利（すべての子どもの命が守られること）
- 2 育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること）
- 3 守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）
- 4 参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

丸亀市子ども条例

（令和2年3月議会提案予定）

【目的】

第1条

この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利について定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため家庭、学校等、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とする。

【基本理念】

第3条

子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- （1）子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- （2）大人は子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切にして、子どもが主体的に考え、行動していく力を育めるようにすること。
- （3）家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況.....	7
2 少子化の状況	10
3 就労状況	13
4 幼稚園・保育所等の状況.....	15
5 小学校・中学校の状況.....	21
6 将来推計人口	23
第3章 現計画の成果と課題（新）	25
1 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	25
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	29
3 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保.....	33
4 保育士等の確保のための施策.....	34
5 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援計画）	35
第4章 計画の基本的な考え方（新）	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
第5章 次世代育成支援行動計画	38
I 子どもの健やかな成長を支援します	38
1 遊び場・子どもの居場所づくり	38
2 総合的な放課後児童対策.....	39
3 いじめ・不登校対策	41
4 有害環境対策と非行等防止対策.....	43
5 成人期に向けての健康づくり・保健対策	45
6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	47

7	人間性や個性を育む環境整備.....	48
8	総合的・継続的な障がい児支援.....	50
II	子どもを育む家庭を支援します.....	52
1	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策.....	52
2	相談支援・情報提供.....	54
3	地域における多様な保育ニーズ等への対応.....	56
4	児童虐待防止対策.....	58
5	家庭の教育力の向上.....	60
6	経済的支援.....	61
7	配慮が必要な家庭への支援.....	63
III	安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります.....	64
1	安全・安心なまちづくり.....	64
2	子育てバリアフリーのまちづくり.....	66
3	仕事と子育てが両立できるまちづくり.....	67
4	人材育成・支援.....	69
第6章 子ども・子育て支援事業計画.....		71
1	子ども・子育て支援新制度における事業の全体像.....	71
2	教育・保育提供区域の設定.....	73
3	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	77
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	88
5	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保.....	101
6	保育人材の確保及び定着支援（新）.....	104
第7章 子どものひかり計画.....		106
1	計画の概要.....	106
2	本市の子どもの状況.....	107
3	子どもの貧困対策に係る今後の方向性について.....	117
4	子どもの貧困対策チームの体系と実践.....	120
5	結び・今後に向けて.....	121
資料編.....		122
1	第2期計画の策定経過.....	122
2	丸亀市子ども・子育て会議委員名簿.....	124
3	区域別 量の見込みと確保方策 旧丸亀地区.....	125

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づき『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されています。

丸亀市では、法定計画である『市町村子ども・子育て支援事業計画』と平成 26 年度末で終了した『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定するかたちで、平成 27 年 3 月に『丸亀市こども未来計画』の第 1 期計画（平成 27～31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

そしてこのたび、第 1 期計画の改定時期を迎え、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『丸亀市こども未来計画』の第 2 期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。

■「ニッポン一億総活躍プラン」の概要

「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016 年度から 2025（令和 7 年）年度の 10 年間のロードマップを提示

■「子育て安心プラン」の概要

2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（令和 2）年度末までに 32 万人分の受け皿整備を行うもの

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援に関する制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条の『市町村行動計画』としても位置付けており、本市の子ども・子育て支援に関する施策を体系化することにより、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るほか、丸亀市母子保健計画の内容を含むものです。

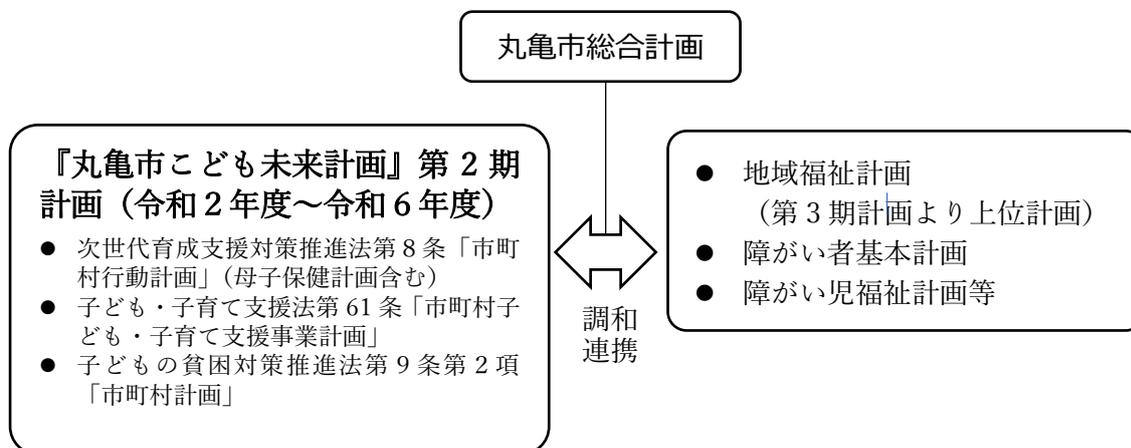
さらに、子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第 9 条第 2 項に基づく『市町村計画』を内包し策定しています。

(2) 他計画との関係

この計画は、本市のまちづくりの総合的な指針である『丸亀市総合計画』及び平成 30 年度の社会福祉法の改正により、位置づけが変更された『地域福祉計画』（本市においては令和 3 年度実施の第 3 期計画から適用）を上位計画として、子どもを生ま育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

また、この計画は、『障がい者基本計画』『障がい児福祉計画』などの子育て支援に関する事項を定める諸計画との整合性を図って策定しています。

■他計画等との関係



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて中間見直しを行います。

■計画の期間

平成 27年度	28	29	30	31	令和 2年度	3	4	5	6
第1期計画									
		中間 見直し		改定	この計画（第2期計画）				
							中間 見直し		改定

4 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその保護者や家庭、学校、地域住民、事業者など、すべての個人及び団体等を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 丸亀市子ども・子育て会議による審議

この計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関など子育て支援にかかわる関係者等で組織する「丸亀市子ども・子育て会議」を9回開催し、就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、今後必要とする施策についての検討・審議を行い、その答申を計画に反映させました。

(2) 関係各課からのヒアリング

この計画の策定にあたっては、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課から必要に応じてヒアリング調査を実施し、計画の策定につなげました。

(3) 実態とニーズの把握

【アンケート調査の実施】

子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的ニーズなどを詳細に把握するため、本市に在住する就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生等の本人と保護者を対象に、「丸亀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

■アンケート調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	中学2年生及び高校2年生等の本人と保護者
標本数	4,606人	2,200人	2,098人
調査方法	ただし、同一世帯において子どもが重複する場合は、無作為に対象児童を一人選び該当する調査を実施		
調査期間	郵送による配布・回収（途中で督促はがきを送付）		
有効回収数	平成30年11月～平成30年12月		
有効回収率	2,340人	1,164人	908人
	50.8%	52.9%	43.3%

【ヒアリング調査の実施】

様々な形で地域の子育て支援に携わる機関、団体等にヒアリング調査を実施し、今後の子育て支援における課題を把握し、計画の策定に反映させました。

■ヒアリング調査の概要

対象者	実施日
NPO法人 地域は家族・コミュニケーション	平成31年1月7日（月）
まる育サポート～あだあじお～	平成31年1月10日（木）
東小川児童センター・飯山南コミュニティ協議会	平成31年1月22日（火）
香川県母子寡婦福祉連合会丸亀支部	平成31年2月19日（火）

■主な意見

支援等が必要な家庭について	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいや病気等を持つ子どもがいる家庭への支援が足りない ●子どもを社会に送り出すことに不安を抱えている保護者の気持ちに寄り添った支援が必要 ●制度の狭間にいる支援が必要な方への対応が必要
保育士の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ●保育現場の環境をよくすることが大切 ●保育士へのケアが必要
相談体制について	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報やプライバシーへの配慮が必要 ●支援機関同士の信頼関係の構築が不可欠

【ワークショップの実施】

よりよい子育て環境づくりを進めていくために、「丸亀市の子どもの未来を考えるワークショップ」を開催し、『妊娠・出産から未就学児、小中高生とその家庭への支援について』をテーマとして、子どもの未来と子育て家庭への支援について市民の意見を把握しました。

■ワークショップの概要

実施日	検討内容
令和元年 7月28日(日)	子ども・子育てに関する項目(一時預かり、働く親、地域環境等)ごとに、「現状と課題など」、「自分たち・地域でもできること」、「市等に求めること」を検討し、整理しました。

■主な意見

遊び場の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもがもっと自由でのびのび安全に遊べる場所 ●公園で一緒に遊んでくれる人がいると嬉しい ●中高生が自由に入出入りすることができる、グループ学習できる場があるとよい
親のケア・サポートについて	<ul style="list-style-type: none"> ●中高生の悩み(不登校・進路など)に対する、親への支援
情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園の情報がもっと気軽に見られる場所が知りたい ●子育てアプリを使いやすく ●就学前・就学の切れ目での情報提供(学校との連携)
相談場所について	<ul style="list-style-type: none"> ●『子育て世代包括支援センター』に子育て家庭への支援体制を集約する
一時預かりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーで短い時間子どもを見てくれる人を設けて欲しい ●緊急時などにも対応してくれる一時預かりの施設が増えて欲しい
保育士の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士の相談の機会や場所を設ける ●大学との連携、奨学金制度整備等
地域環境について	<ul style="list-style-type: none"> ●赤ちゃん休憩室が少ない ●おむつ替えシートや授乳室の充実(男性用トイレ・公園にもあるとよい)
働く親について	<ul style="list-style-type: none"> ●パートや非正規に対する支援の充実 ●残業のない職場(社会)づくり(女性も男性も)
世代間交流について	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する世代間の考え方や情報の違いが生じている ●子育てについて祖父母や地域に向けて講座を開く

アンケート調査やワークショップの結果は、第5章次世代育成支援総合計画に記載

(4) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

丸亀市第2期こども未来計画について

実施期間

意見提出

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

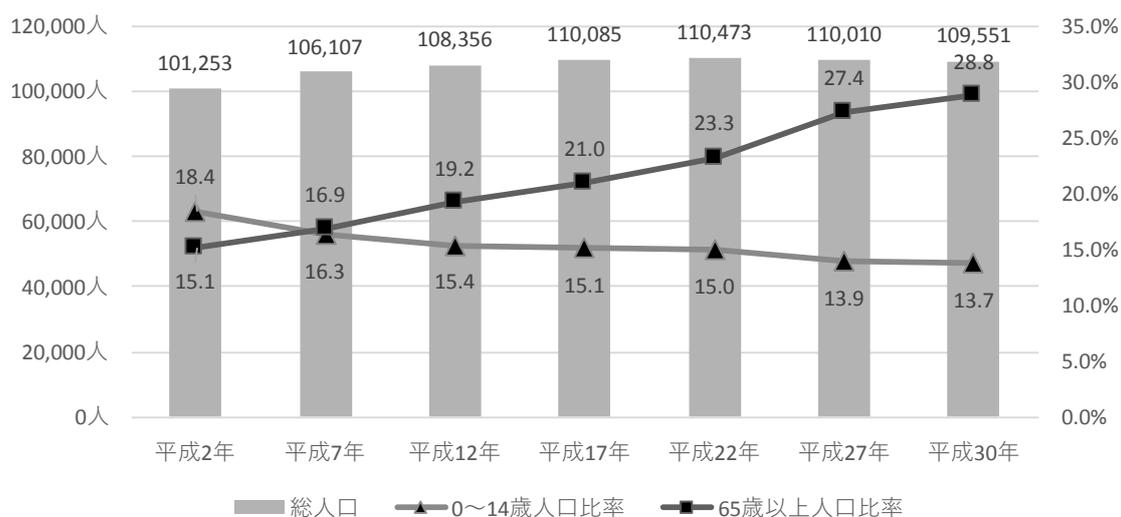
国勢調査をもとに推計した本市の平成30年10月1日現在の人口は109,551人で、平成22年をピークに、以降は減少に転じています。

年齢3区分別にみると、年少人口は年々減少している一方、老年人口は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口は平成12年をピークに、以降は減少が続いています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	106,107	108,356	110,085	110,473	110,010	109,551
年少人口(0~14歳)	17,339	16,689	16,632	16,221	15,054	14,766
総人口比	16.3	15.4	15.1	15.0	13.9	13.7
生産年齢人口(15~64歳)	70,809	70,901	70,258	66,930	63,441	61,830
総人口比	66.7	65.4	63.9	61.7	58.7	57.5
老年人口(65歳以上)	17,944	20,760	23,082	25,323	29,572	31,012
総人口比	16.9	19.2	21.0	23.3	27.4	28.8
年齢不詳	15	6	113	1,999	1,943	1,943

(単位:人、%)



資料:平成2年~平成27年は国勢調査、平成30年は推計人口(各年10月1日)

注記:推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡者数、転入・転出者数を加減して求めた人口
総人口比は、年齢不詳を除いて算出

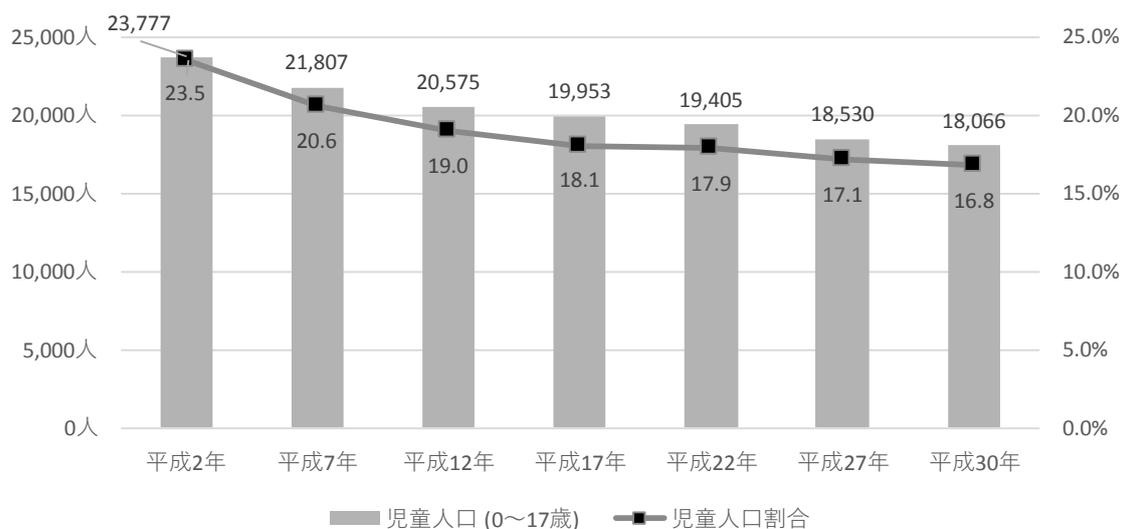
(2) 子どもの人口の推移

本市の児童人口(0～17歳)は、平成17年には2万人を割り込み、以降も減少が続いています。児童人口の割合は、平成12年に20%を割り込み、平成30年には16.8%まで減少しています。

■子どもの人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	106,107	108,356	110,085	110,473	110,010	109,551
児童人口(0～17歳)	21,807	20,575	19,953	19,405	18,530	18,066
児童人口割合	20.6	19.0	18.1	17.9	17.1	16.8
0～2歳	3,100	3,344	3,275	3,046	2,707	2,778
3～5歳	3,102	3,353	3,492	3,055	2,949	2,768
6～11歳(小学生)	7,019	6,341	6,736	6,720	6,071	6,055
12～14歳(中学生)	4,118	3,651	3,129	3,400	3,327	3,165
15～17歳	4,468	3,886	3,321	3,184	3,476	3,300

(単位:人、%)



資料:平成2年～平成27年は国勢調査、平成30年は推計人口(各年10月1日)

注記:推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡者数、転入・転出者数を加減して求めた人口

児童人口割合は、年齢不詳を除いて算出

(3) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成7年の35,546世帯から平成27年には43,731世帯と増加を続けています。世帯類型別にみると、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が大幅に増加しており、老年人口の急激な増加を加味すると、「独居老人」「高齢夫婦のみ」の世帯が増えていることがうかがえます。また、平均世帯人員は減少が続いていましたが、平成22年から平成27年にかけては横ばい又は微増で推移しています。

■ 世帯数及び平均世帯人員の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	35,546	38,140	40,501	42,895	43,731
単独世帯	7,273	8,358	9,895	12,217	12,838
構成比	20.5	21.9	24.4	28.5	29.4
夫婦のみの世帯	6,973	8,160	8,837	9,149	9,607
構成比	19.6	21.4	21.8	21.3	22.0
夫婦と子ども世帯	12,071	12,371	12,577	12,420	12,622
構成比	34.0	32.4	31.1	29.0	28.9
その他世帯	9,229	9,251	9,192	9,109	8,664
構成比	26.0	24.3	22.7	21.2	19.8
平均世帯人員	2.99	2.84	2.63	2.50	2.52

(単位:世帯、%、人)

資料:国勢調査 (各年10月1日)

「6歳未満の子どもがいる世帯数」及び「18歳未満の子どもがいる世帯数」は、いずれも減少しており、本市の平成27年の「6歳未満の子どもがいる世帯数」は4,303世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯数」は10,644世帯となっています。

県全体と比較すると、「6歳未満の子どもがいる世帯数」、「18歳未満の子どもがいる世帯数」のいずれも、世帯数に対する比率は県全体を上回る水準となっています。

■ 子どもがいる世帯数

	丸亀市		(参考)香川県	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
世帯数	42,895	43,731	389,652	397,602
6歳未満の子どもがいる世帯数	4,634	4,303	37,226	34,230
世帯数に対する比率	10.8	9.8	9.6	8.6
18歳未満の子どもがいる世帯数	11,101	10,644	91,535	86,399
世帯数に対する比率	25.9	24.3	23.5	21.7
母親と子どもの核家族世帯	1,193	1,190	9,084	8,787
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	10.7	11.2	9.9	10.2
父親と子どもの核家族世帯	138	146	917	915
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	1.2	1.4	1.0	1.1

(単位:世帯、%)

資料:国勢調査 (各年10月1日)

2 少子化の状況

(1) 出生数・出生率の推移

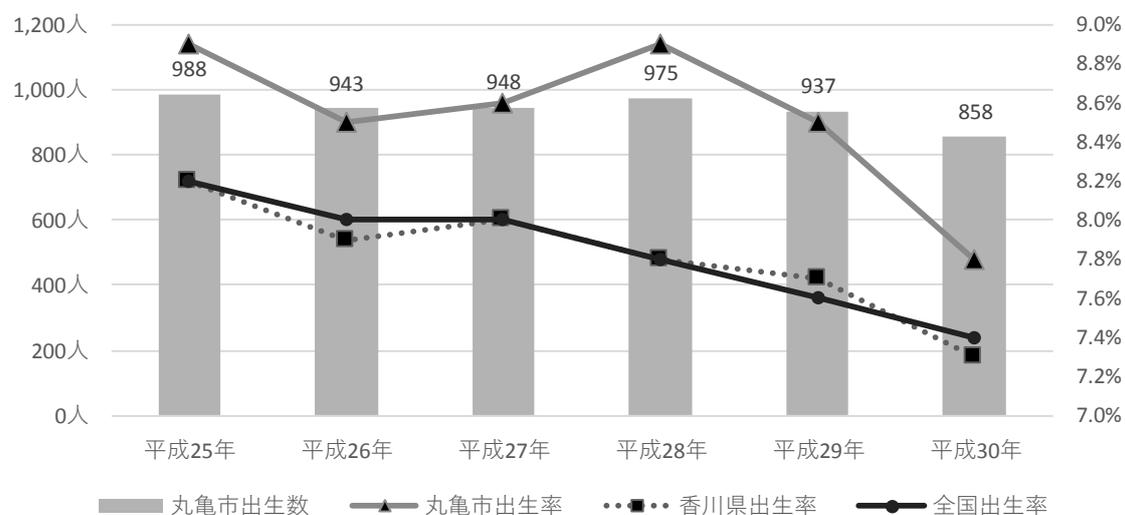
本市の出生数は、平成30年実績で858人となっており、人口千対出生率(人口千人当たりの出生数)は、平成25年には8.9人から、平成30年には7.8人に減少しています。

なお、本市の人口千対出生率は、いずれの年も県全体及び全国を上回る水準となっています。

■ 出生数・出生率 (人口千人当たりの出生数) の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
丸亀市出生数	988	943	948	975	937	858
丸亀市出生率	8.9	8.5	8.6	8.9	8.5	7.8
香川県出生率	8.2	7.9	8.0	7.8	7.7	7.3
全国出生率	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

(単位:人)



資料：香川県人口移動調査報告

全国は人口動態調査

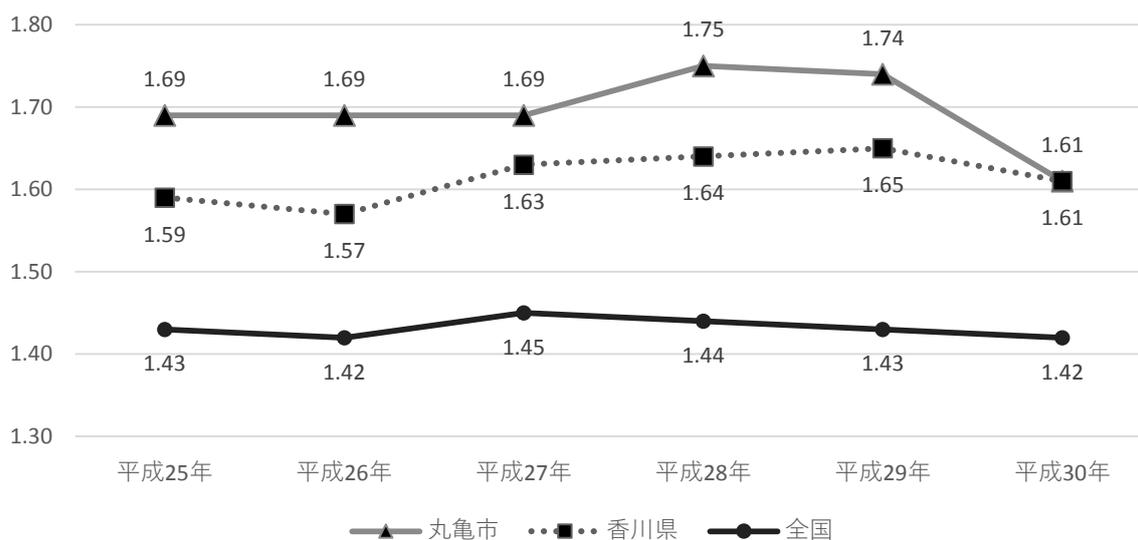
(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率(女性が一生の間に生む子どもの数)は、平成30年時点で1.61となっています。

なお、全国の水準は上回っていますが、現在の人口を維持できる2.07をはるかに下回る水準です。

■ 合計特殊出生率の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
丸亀市	1.69	1.69	1.69	1.75	1.74	1.61
香川県	1.59	1.57	1.63	1.64	1.65	1.61
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42



資料：香川県人口移動調査報告

全国は人口動態調査

(3) 婚姻状況等

本市の婚姻件数は、平成 29 年実績で 536 件となっており、人口千対婚姻率(人口千人当たりの婚姻数)は 4.9 件で、県全体の水準は上回っており、全国と同水準という状況です。

離婚件数は、平成 29 年実績で 225 件となっており、人口千対離婚率(人口千人当たりの離婚数)は 2.05 件と、県全体や全国を上回る水準となっています。

■ 婚姻・離婚件数及び婚姻・離婚率の推移

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻件数		570	508	514	528	536
婚姻率(人口千対)		5.2	4.6	4.7	4.8	4.9
参考	香川県	4.9	4.8	4.7	4.7	4.5
	全国	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
離婚件数		220	226	223	215	225
離婚率(人口千対)		1.99	2.05	2.03	1.95	2.05
参考	香川県	1.80	1.75	1.81	1.66	1.76
	全国	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

(単位:件)

資料：香川県保健統計年報、香川県人口移動調査報告、平成 29 年は人口動態調査による婚姻件数及び離婚件数から算出

国勢調査に基づく年齢別未婚率は、平成 27 年の 20～49 歳の合計で男性 41.0%、女性 30.5%となっており、30 歳代で男女の未婚率に大きな開きがあります。

なお、本市の未婚率は、男女ともに県全体や全国を下回る水準となっています。

■ 年齢別未婚率

	丸亀市		香川県		全国	
	男	女	男	女	男	女
20～24 歳	89.2	83.4	89.7	86.4	90.5	88.0
25～29 歳	63.5	53.4	66.7	57.0	68.3	58.8
30～34 歳	41.6	27.8	43.5	31.5	44.7	33.6
35～39 歳	30.2	19.6	32.5	21.9	33.7	23.3
40～44 歳	25.4	15.1	26.4	17.1	29.0	19.0
45～49 歳	21.6	13.6	23.3	14.1	25.1	15.9
合計	41.0	30.5	42.5	32.8	45.0	35.7

(単位:%)

資料：平成 27 年国勢調査 (10 月 1 日)

3 就労状況

(1) 就業人口の推移

本市の就業人口は、全体では減少傾向となっている一方、就業人口全体に占める女性の割合は、微増傾向となっています。

■男女別就業人口の推移

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
就業人口	53,406	100.0	50,981	100.0	50,783	100.0
男性	30,393	56.9	28,569	56.0	28,221	55.6
女性	23,013	43.1	22,412	44.0	22,562	44.4

(単位:人、%)

資料:国勢調査 (各年 10 月 1 日)

平成 27 年の就業形態をみると、就業者総数に対する「正規の職員・従業者」の割合は、男性では 66.5%を占め、女性では 40.8%にとどまる一方、女性では「パート・アルバイト」が 39.9%となっています。

■男女別就業形態

	丸亀市				参考			
	就業者総数		就業者総数に対する割合		香川県 割合		全国 割合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
就業者総数(従業形態不詳を含む)	28,221	22,562						
正規の職員・従業者	18,767	9,201	66.5	40.8	64.5	41.3	62.2	37.7
派遣社員	505	653	1.8	2.9	1.4	2.8	2.0	3.4
パート・アルバイト	2,929	9,005	10.4	39.9	10.1	39.0	11.8	41.8
役員	1,736	718	6.2	3.2	7.0	3.4	6.6	2.7
雇用主	3,229	1,064	11.4	4.7	13.5	4.6	11.9	4.5
家族従業者	319	1,264	1.1	5.6	1.3	6.8	1.2	5.9
家庭内職者	8	89	0.0	0.4	0.1	0.4	0.0	0.3

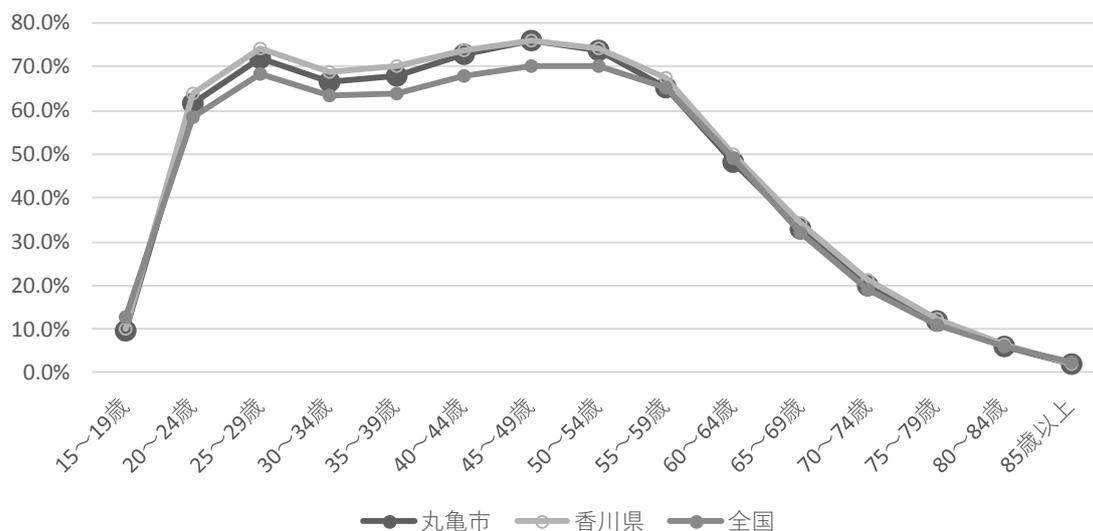
(単位:人、%)

資料:平成 27 年国勢調査 (10 月 1 日)

(2) 女性の年齢別就業率

平成 27 年における本市の女性の就業率は、25～44 歳の合計では 69.8%と、県全体の 71.9% は下回るものの、全国の 65.9%は上回る水準となっています。

■女性の年齢 5 歳階級別就業率



資料:平成 27 年国勢調査 (10 月 1 日)

(3) 女性の就業率の推移

「M字カーブ」を解消するため、「子育て安心プラン」では、令和 4 年度末までに 25～44 歳の女性就業率 80%をめざしています。

■25～44 歳の女性の就業率

	平成 22 年	平成 27 年
全国	63.1%	65.9%
香川県	68.1%	71.9%
丸亀市	67.8%	69.8%

各年度国勢調査結果より就業者÷人口で算出。

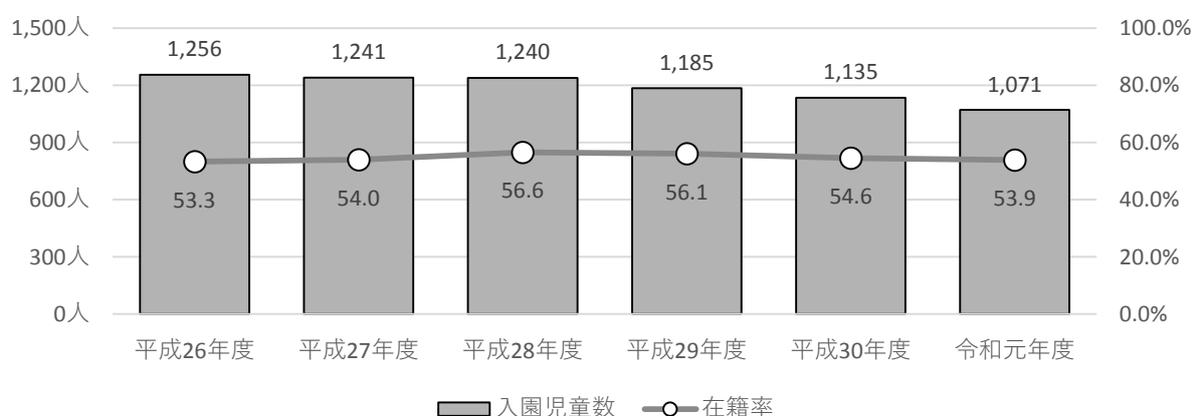
4 幼稚園・保育所等の状況

(1) 幼稚園等の状況

本市には令和元年5月1日現在、公立5箇所、私立2か所、合計7か所の幼稚園と、公立6か所、私立5か所、合計11か所の認定こども園があります。

入園児童数は、平成25年度以降概ね横ばいで推移していましたが、平成29年度以降は減少傾向にあります。

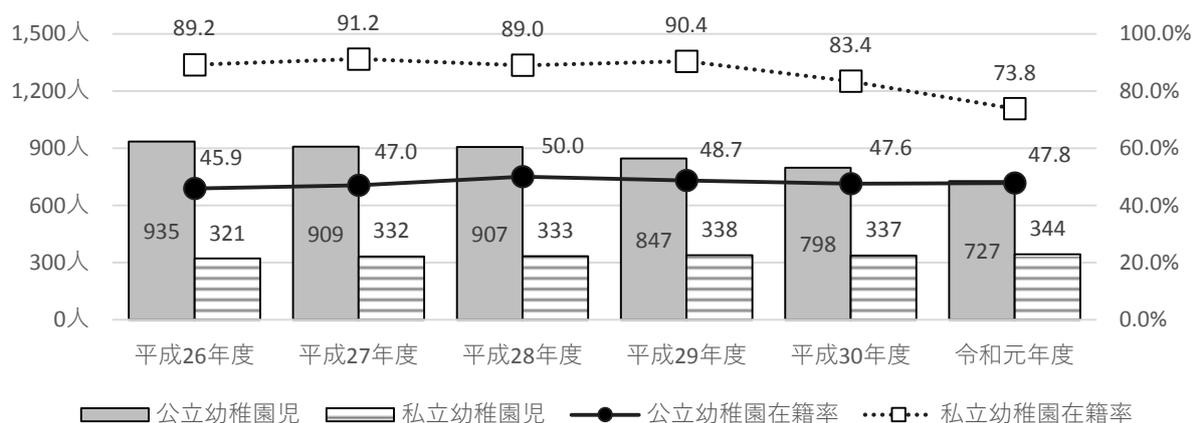
■ 幼稚園等入園児童数・在籍率



資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日

注記：在籍率 = 入園児童数 ÷ 認可定員（認定こども園については1号の利用定員を使用）

■ 公立・私立幼稚園等の状況



資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日

注記：飯野、あやうた、垂水、飯山、城北、郡家こども園（1号認定）は公立幼稚園に、幼保連携型認定こども園誠心こども園、はらだこども園、ドルカスこども園、丸亀ひまわりこども園、認定こども園 ABC Play School（1号認定）は私立幼稚園に含む

■幼稚園等一覧

幼稚園名		認可定員	利用定員	在籍児童数	年齢別内訳			
					3歳	4歳	5歳	
公立	西幼稚園	180	115	68	24	23	21	
	城坤幼稚園	190	150	92	32	27	33	
	城東幼稚園	270	180	100	29	31	40	
	城辰幼稚園	180	180	48	11	15	22	
	本島幼稚園	65	65	1	0	0	1	
	公立計		885	690	309	96	96	117
	認定 こども園	飯野こども園	(45)	45	32	7	12	13
		垂水こども園	(60)	60	32	13	6	13
		あやうたこども園	(105)	105	72	22	20	30
		飯山こども園	(190)	190	131	43	37	51
		城北こども園	(45)	45	6	5	0	1
		郡家こども園	(190)	190	145	35	65	45
認定こども園計		635	635	418	125	140	153	
私立	丸亀聖母幼稚園	130		79	20	26	33	
	丸亀城南虎岳幼稚園	240		234	82 (うち満3 歳児12)	80	72	
	私立計		370		313	102	106	105
	認定 こども園	誠心こども園	(30)	30	5	4	1	0
		はらだこども園	(4)	4	7	3	2	2
		ドルカスこども園	(12)	12	2	1	1	0
		丸亀ひまわりこども園	(15)	15	2	1	1	0
		認定こども園ABC Play School	(35)	35	15	6	4	5
認定こども園計		96	96	31	15	9	7	
合計		1,986	1,421	1,071	338	351	382	

(単位:人)

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）、認定こども園のみ平成31年4月1日

注記：利用定員＝子ども・子育て支援法第27条第1項で規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設で、その施設の利用実績等により設定する定員
認定こども園における認可定員については1号の利用定員を記載

(2) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、市や県の認可を受けていない施設を総称したもので、その中には、事業所内や病院内で従業員・職員の子どもを預かる施設や、一時預かりのみの小規模な施設などがあります。

令和元年5月1日現在、本市には4つの認可外保育施設があり、入所児童数は64人となっています。

■認可外保育施設の概要

名称	所在地	入所児童数
幸せ保育園	郡家町辻 214-7	3人
英語保育園 Prince & Princess	柞原町 620-4	48人
かめっこ保育所（事業所内）	城東町 3-2-8	10人
のぞみ保育園（事業所内）	津森町 158-1	3人

資料：令和元年5月1日

(3) 地域型保育事業の状況

本市には平成28年4月より2か所の小規模保育施設が開設されています。

■小規模保育施設一覧

小規模保育施設名	認可(利用)定員	入所児童数	年齢別内訳		
			0歳	1歳	2歳
私立 桃山保育所	19	18	4	8	6
ニチイキッズ飯山保育園	19	19	5	6	8
合計	38	37	9	14	14

(単位:人)

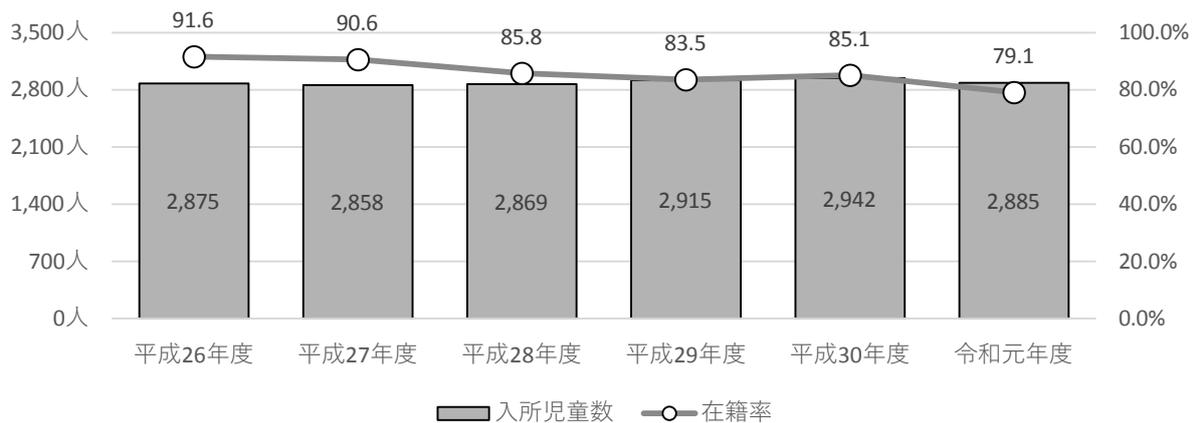
資料：平成31年4月1日

(4) 保育所（園）等の状況

本市には平成31年4月1日現在、公立13か所（うち2か所は休所中）、私立7か所、合計20か所の保育園と、公立6か所、私立5か所、合計11か所の認定こども園があります。

入所児童数は、平成26年度以降、概ね横ばいとなっています。

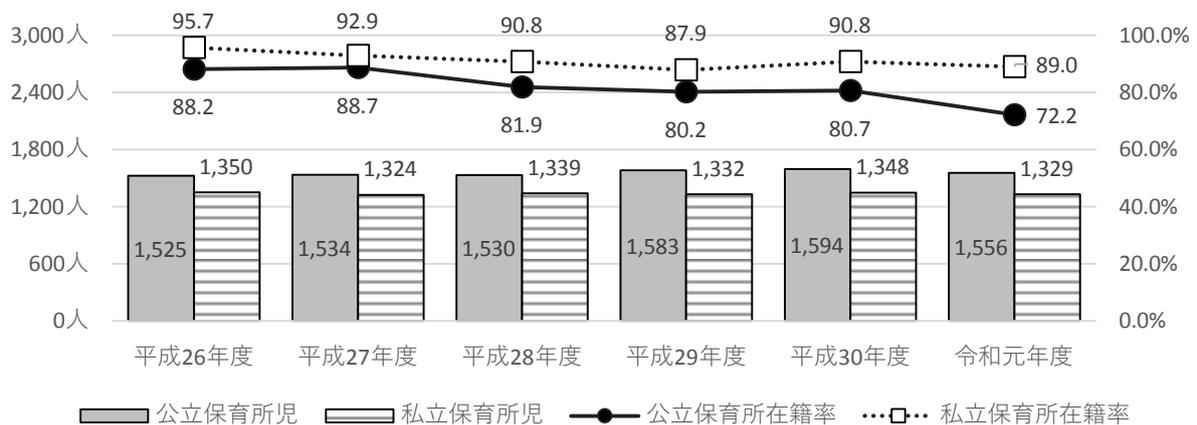
■保育所（園）等入所児童数・在籍率の推移



資料：各年4月1日

注記：在籍率 = 入所児童数 ÷ 認可定員（認定こども園については2・3号の利用定員を使用）

■公立・私立保育所（園）等の状況



資料：各年4月1日

注記：公立こども園（2、3号認定）は公立保育所に、幼保連携型認定こども園誠心こども園、はらだこども園、ドルカスこども園、丸亀ひまわりこども園、認定こども園ABC Play School（2、3号認定）は私立保育園に含む。

待機児童数（私的待機、求職中を含む）は、平成30年度末で259人、令和元年4月1日では

167 人となっており、特に、0 歳児から 2 歳児までの乳幼児の待機が多くなっています。

■待機児童数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度初	36 人	43 人	38 人	48 人	80 人	167 人
年度末	161 人	159 人	200 人	251 人	259 人	

■保育所（園）等一覧

保育所（園）名 認定こども園名	認可(利 用)定員 (人)	入所 児童数 (人)	年齢別内訳（人）						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
中央保育所	180	101	0	11	21	30	21	18	
土居保育所	90	60	0	11	12	10	12	15	
金倉保育所	90	89	0	12	18	18	22	19	
城南保育所	190	173	0	27	33	37	38	38	
青ノ山保育所	110	84	0	11	18	18	17	20	
広島保育所	休所中								
城辰保育所	110	101	7	16	18	20	19	21	
本島保育所	30	2	1	0	0	1	0	0	
岡田保育所	110	88	0	11	18	18	26	15	
栗熊保育所	70	65	0	12	12	13	9	19	
富熊保育所	90	87	0	12	12	24	17	22	
飯山北第一保育所	150	126	0	22	24	24	22	34	
飯山北第二保育所	休所中								
飯山南保育所	150	107	0	14	24	20	29	20	
公立計	1,370	1,083	8	159	210	233	232	241	
認定 こども 園	飯野こども園	(202)	142	0	16	28	35	33	30
	垂水こども園	(187)	122	0	23	24	26	24	25
	あやうたこども園	(55)	26				5	10	11
	飯山こども園	(70)	30				6	8	16
	城北こども園	(202)	118	7	13	30	21	19	28
	郡家こども園	(70)	35				19	9	7
認定こども園計	786	473	7	52	82	112	103	117	

保育所(園)名 認定こども園名	認可(利用)定員 (人)	入所 児童数 (人)	年齢別内訳(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
恵城保育園	260	241	20	42	42	46	43	48	
ふたば乳児保育園	150	154	13	26	33	29	27	26	
ふたば西保育園	90	83	7	14	17	13	16	16	
虎岳保育園	70	71	11	26	34	/	/	/	
ひつじヶ丘保育園	150	127	11	17	24	25	24	26	
しおや保育所	220	156	7	25	30	40	24	30	
彩芽保育園	40	46	6	8	7	9	9	7	
私立計	980	878	75	158	187	162	143	153	
認定 こども 園	誠心こども園	(210)	168	17	30	32	29	32	28
	はらだこども園	(65)	64	3	11	12	11	14	13
	ドルカスこども園	(138)	138	13	26	28	26	21	24
	丸亀ひまわりこども園	(90)	75	3	15	18	13	14	12
	認定こども園 ABC Play School	(10)	6	/	/	/	1	3	2
認定こども園計	513	451	36	82	90	80	84	79	
合計	3,649	2,885	126	451	569	587	562	590	

資料：平成31年4月1日

注記：認定こども園における認可定員については2・3号の利用定員を記載

5 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の状況

本市には令和元年5月1日現在、18か所（うち1か所は休校中）の公立小学校があります。児童数は年々減少しており、令和元年度では6,323人となっています。

■小学校の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校数	17	17	17	17	17	17
学級数	272	270	267	268	268	271
児童数	6,459	6,343	6,323	6,326	6,298	6,323

出典：学校基本調査（令和元年5月1日）

■小学校一覧

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
城乾小学校	36	30	44	34	50	40	234
城坤小学校	123	112	114	107	98	100	654
城北小学校	35	37	36	54	48	53	263
城西小学校	93	76	88	75	92	83	507
城南小学校	112	118	96	107	100	93	626
城東小学校	90	105	114	109	106	110	634
城辰小学校	61	59	71	53	57	63	364
本島小学校	0	1	1	0	1	3	6
郡家小学校	126	126	139	141	137	128	797
飯野小学校	57	50	55	52	51	54	319
垂水小学校	68	49	60	76	59	51	363
広島小学校	休校中						
小手島小学校	0	0	0	0	0	1	1
富熊小学校	35	23	44	19	46	33	200
栗熊小学校	20	23	24	24	13	29	133
岡田小学校	42	48	38	42	32	45	247
飯山南小学校	57	56	53	48	65	67	346
飯山北小学校	99	99	98	113	107	113	629
合計	1,054	1,012	1,075	1,054	1,062	1,066	6,323

出典：学校基本調査（令和元年5月1日）

(2) 中学校の状況

本市には令和元年5月1日現在、8か所（うち2か所は休校中）の公立中学校があり、生徒数は2,888人となっています。また、本市にはこの他に私立中学校が2か所あり、生徒数は637人となっています。

■公立中学校の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
中学校数	7	6	6	6	6	6
学級数	105	109	113	113	111	107
生徒数	3,192	3,196	3,123	3,056	2,959	2,888

出典：学校基本調査（令和元年5月1日）

■中学校一覧

	1年生	2年生	3年生	合計
東中学校	231	217	209	657
西中学校	233	244	275	752
南中学校	219	235	253	707
本島中学校	3	2	3	8
広島中学校	休校中			
小手島中学校	休校中			
綾歌中学校	101	113	90	304
飯山中学校	154	144	162	460
公立計	941	955	992	2,888
大手前中学校	101	101	100	302
藤井中学校	138	109	88	335
私立計	239	210	188	637
総計	1,180	1,165	1,180	3,525

出典：学校基本調査（令和元年5月1日）

6 将来推計人口

(1) 将来推計人口

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量を推計するにあたり、計画期間中の児童人口を全市及び教育・保育提供区域ごとに推計を行いました。

<用いたデータ>

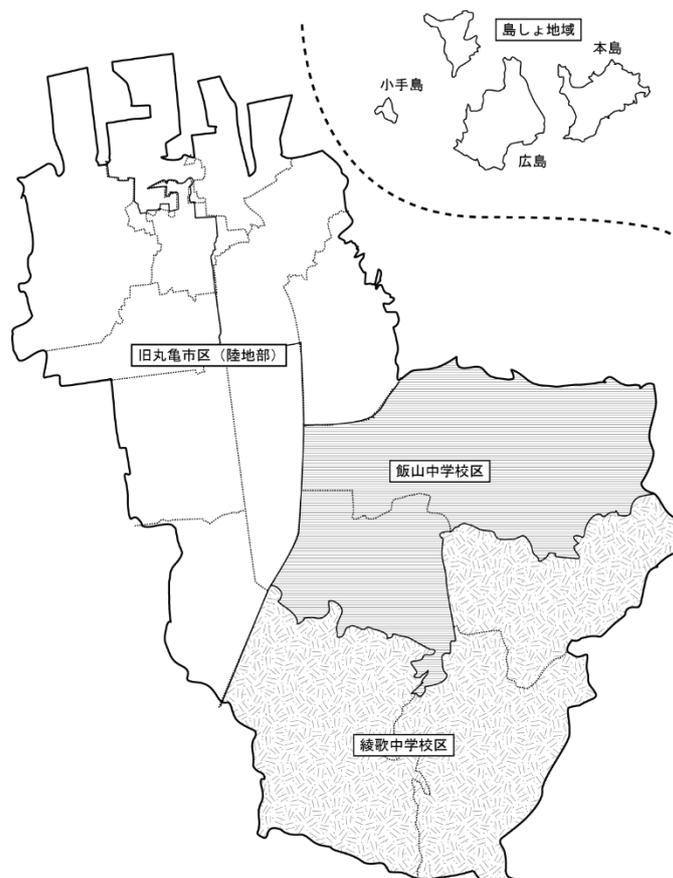
- ・住民基本台帳に基づく 2015 年～2019 年の 5 年間の男女別各歳別人口（4 月 1 日）

<推計方法>

・コーホートセンサス変化率法

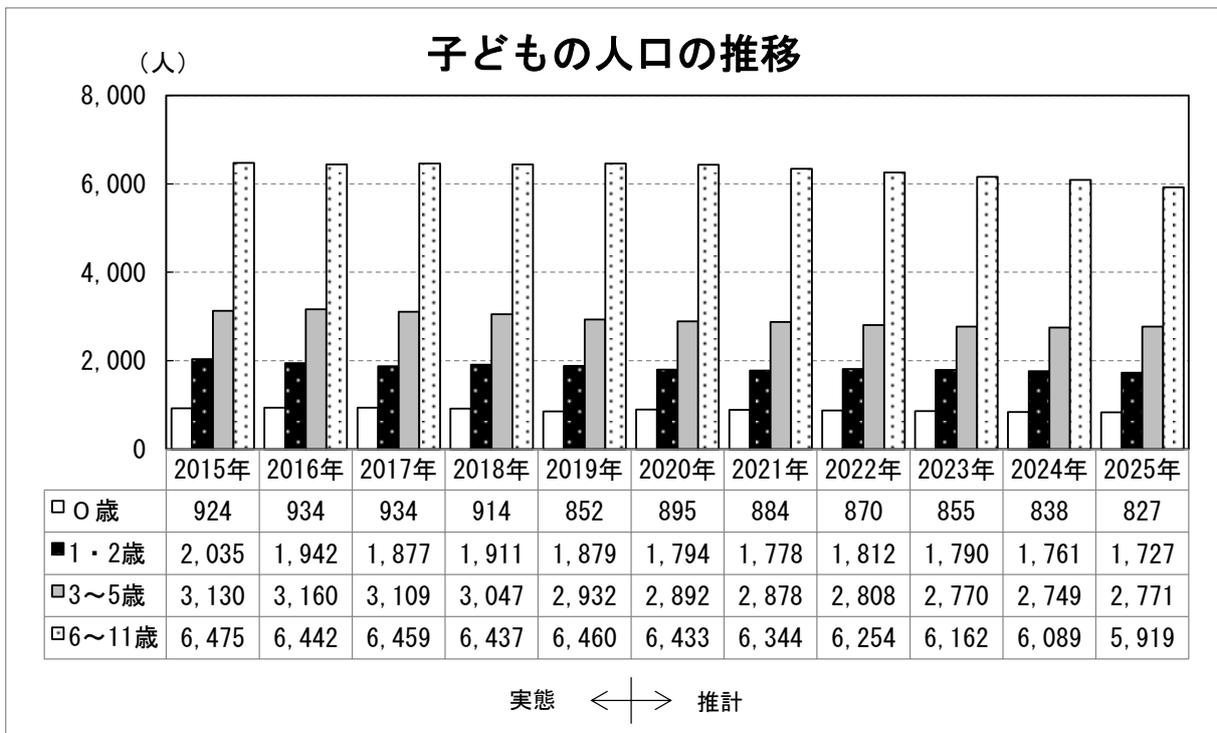
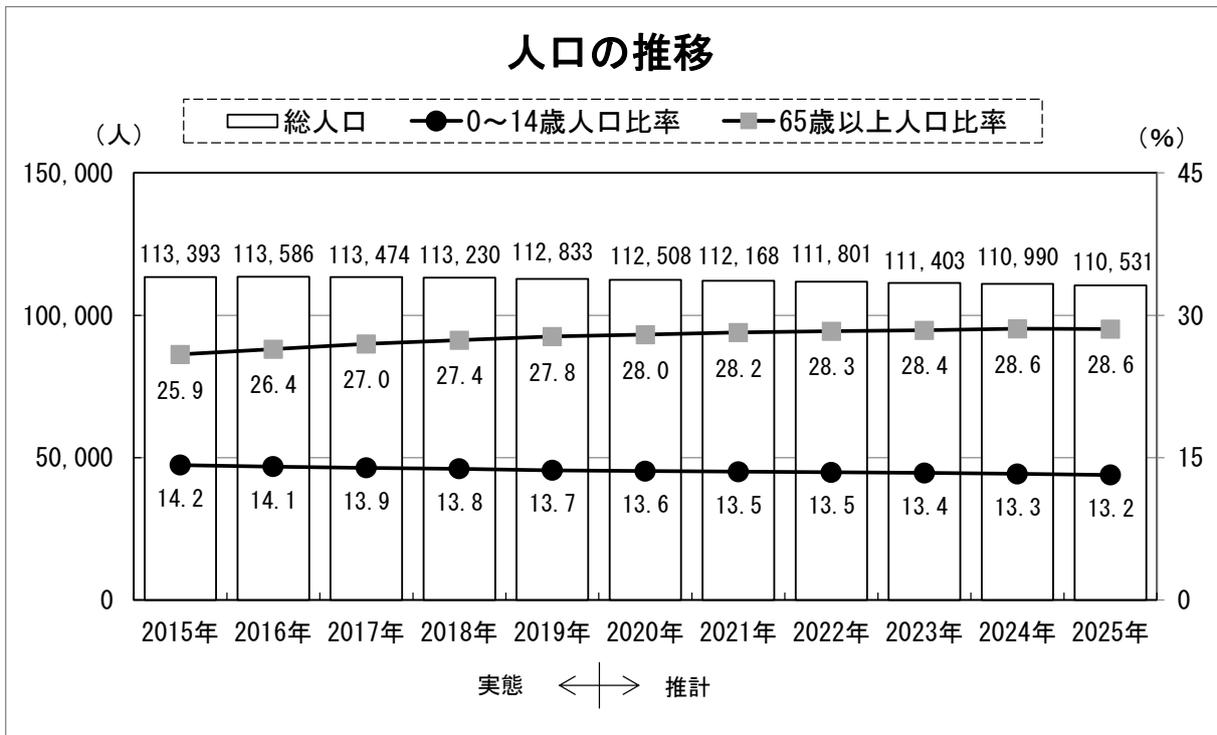
コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、また、センサス変化率法とは、各コーホートの過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に掛けて将来の人口を求める方法です。本計画の人口推計では、男女別に各年齢の 2016 年から 2019 年までの変化した率の平均を算出し、直近の 2019 年の男女別の各年齢人口実績に掛けることで 2020 年から 2025 年までの推計を行いました。

【教育・保育提供区域図】



■人口推計結果

①人口の推移及び将来人口



第3章 現計画の成果と課題（新）

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）

3歳以上の子どものうち、幼稚園や認定こども園で教育を希望する子どもについては、平成30年の実績は現計画の量の見込み（需要の見込み）を若干上回る水準となっています。

幼稚園や認定こども園、確認を受けない幼稚園（子ども・子育て支援新制度外の幼稚園）による確保の内容（利用定員）は、需要を上回る量が確保されており、不足はありません。

		平成29年度実績	平成30年度		令和元年度 計画値	需給バランス 分析 (平成30年度末時点)
			計画値	実績		
① 量の見込み (必要利用定員)	1号認定 2号認定(幼稚園)	1,197	1,129	1,143	1,076	計画値をやや上回ったが、平成29年度より減少しています。
② 確保の内容	幼稚園	950	950	950	625	供給面については十分確保できており不足はありません。
	認定こども園	404	434	434	674	
	確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	
	計	1,724	1,754	1,754	1,669	
② - ①		527	625	611	593	

注：【平成30年度実績について】

量の見込み（必要利用定員）については、年度末現在で入園している子どもの数を用いて算出
 確保の内容について、公立幼稚園においては、施設ごとの利用定員をもとに算出。私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）については、認可定員をもとに算出

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）

3歳以上の子どものうち、保育所（園）や認定こども園で保育を希望する子どもについては、平成30年の実績は現計画の量の見込み（需要の見込み）とほぼ同水準となっています。

保育所（園）や認定こども園による確保の内容（利用定員）は、需要を上回る量が確保されており、不足はありません。

		平成29年度実績	平成30年度		令和元年度 計画値	需給バランス 分析 (平成30年度末 時点)
			計画値	実績		
① 量の見込み (必要利用定員)	2号認定(保育所)	1,761	1,751	1,753	1,745	計画値をやや上回ったが、平成29年度実績より減少しました
② 確保の内容	保育所（園）	1,614	1,500	1,649	1,564	供給面については十分確保でき ており不足はあ りません。
	認定こども園	381	486	568	711	
	計	1,995	1,986	2,217	2,275	
② - ①		234	235	464	530	

注：【平成30年度実績について】

量の見込み（必要利用定員）については、年度末現在で実際に入所している子どもの数に待機児童数を加えて算出

確保の内容については、各保育所（園）、認定こども園が設定している利用定員を用いて算出

(2) 3歳未満の子ども

① 3号認定（0歳児）

3歳未満の子どものうち、保育所（園）や認定こども園で保育を希望する0歳児については、平成30年の実績は現計画の量の見込み（需要の見込み）を下回っています。

一方、保育所（園）や認定こども園による確保の内容（利用定員）は、平成29年度、平成30年度のいずれも需要を下回っており、供給面で不足が生じています。

認定こども園への移行のほか、私立の新築や増改築により定員は増加したものの、保育士不足等の要因により、待機児童が発生している状況です。

		平成29年度実績	平成30年度		令和元年度 計画値	需給バランス 分析 (平成30年度末時点)
			計画値	実績		
① 量の見込み (必要利用定員)	3号認定(0歳児)	497	487	448	486	平成29年度実績及び計画値より利用希望が減少しています。
② 確保の内容	保育所(園)	291	273	270	291	確保内容が計画値を下回り、供給面について不足が生じています。
	認定こども園	21	58	43	91	
	地域型保育事業	12	12	15	12	
	計	324	343	328	394	
② - ①		▲173	▲144	▲120	▲92	

注：【平成30年度実績について】

量の見込み（必要利用定員）については、年度末現在で実際に入所している子どもの数に待機児童数を加えて算出

確保の内容について、公立保育所においては満1歳になった翌月より0-1歳として受入れを行っていることから各施設で設定している3号の利用定員を、保育士の配置基準をもとに0歳と1・2歳とに分けて算出

私立保育園においては、各施設が設定している利用定員を用いて算出

②3号認定（1・2歳児）

3歳未満の子どものうち、保育所（園）や認定こども園で保育を希望する1・2歳児については、平成30年の実績は現計画の量の見込み（需要の見込み）を上回っています。

一方、保育所（園）や認定こども園による確保の内容（利用定員）は、平成30年度で需要を下回っており、供給面で不足が生じています。

0歳児と同様に、認定こども園への移行のほか、私立の新築や増改築により定員は増加したものの、保育士不足等の要因により、待機児童が発生している状況です。

		平成29年度実績	平成30年度		令和元年度 計画値	需給バランス 分析 (平成30年度末 時点)
			計画値	実績		
① 量の見込み (必要利用定員)	3号認定(1・2歳児)	1,163	1,177	1,291	1,172	平成29年度実績及び計画値より利用希望が増加しています。
② 確保の内容	保育所(園)	975	877	953	874	確保内容は計画値を上回ったが、供給面について不足が生じています。
	認定こども園	177	245	200	332	
	地域型保育事業	26	26	28	26	
	計	1,178	1,148	1,181	1,232	
② - ①		15	▲29	▲110	60	

注：【平成30年度実績について】

量の見込み（必要利用定員）については、年度末現在で実際に入所している子どもの数に待機児童数を加えて算出

確保の内容について、公立保育所においては満1歳になった翌月より0-1歳として受入れを行っていることから各施設で設定している3号の利用定員を、保育士の配置基準をもとに0歳と1・2歳とに分けて算出

私立保育園においては、各施設が設定している利用定員を用いて算出

<教育・保育の主な課題>

- 3歳未満児の保育所（園）等の利用について、保育士不足等を要因として待機児童が発生しており、今後も令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、比較的長時間の保育ニーズが高まることも予想されることから、保育士確保・定着に関する取組をさらに進めることが課題

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、令和元年度計画値に対する平成 29 年度及び平成 30 年度実績と進捗状況をまとめると、次のとおりです。

主な取組	事業内容	令和元年度計画値	実績			進捗状況 (平成 30 年度)
			項目	平成 29 年度	平成 30 年度	
利用者支援事業	【基本型・特定型】 児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	1 か所	実施か所数 ／か所	1	1	昨年同様、子育て家庭の身近な総合相談窓口として、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、専門相談や出張相談なども実施しました。
	【母子保健型】 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等が、妊娠期から就学前にわたる母子保健及び育児に関する相談に対応し、支援の選定、情報提供等を行うとともに、実施する関係機関の担当者に繋ぎ、包括的かつ継続的に支援を行う。	1 か所	実施か所数 ／か所	1	1	地域の身近な相談相手として、母子保健推進委員や愛育班を紹介し、地域ぐるみで子育て支援ができるよう支援を行いました。
時間外(延長)保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。	15 か所	実施か所数 ／か所	15	15	平成 28 年度当初に 1 園が認可保育所に移行し、また小規模保育事業所 2 園が開園するとともに延長保育を開始したことにより、合わせて 15 か所となり、目標を達成しました。
		680 / 人	利用実人数 ／人	577	535	
			延べ利用日数 ／人日	15,875	13,465	

主な取組	事業内容	令和元年度計画値	実績			進捗状況 (平成30年度)
			項目	平成29年度	平成30年度	
放課後児童健全育成事業	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため「青い鳥教室」の充実を図る。	31 か所	青い鳥実施か所数/か所	31	31	当初計画どおり施設整備を進めることができましたが、児童数の増加等に伴う受入れ環境の改善のため、平成30年度は、令和2年度の新規開設に向けて、郡家第3青い鳥教室の設計業務に取り組みました。
		8 教室	東中学校区/教室	8	8	
		7 教室	西中学校区/教室	7	7	
		8 教室	南中学校区/教室	8	8	
		4 教室	綾歌中学校区/教室	4	4	
		4 教室	飯山中学校区/教室	4	4	
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライト)	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。	3 か所	実施か所数/か所	3	3	平成29年度は、ショートステイの利用者数が増加しました。昨年と同様に3施設で受入れを行いました。
		100/人日	ショート延利用日数/人日	297	162	
		35/人日	トワイライト延利用日数/人日	11	36	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんちは赤ちゃん訪問)	保健師や助産師が各家庭を訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。	100%	訪問率/%	96.6	96.4	訪問時、母子の健康状態・養育環境の把握に努め、必要な子育て支援の情報提供を行い母親が安心して子育てができるよう支援しました。
			乳児訪問件数/件	905	827	
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も支援する。	合わせて/93人	訪問実家庭数/人	47	30	定期的な訪問や関係機関と連携を図り、保護者の養育支援を行いました。
			訪問延件数/件	132	82	
	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	合わせて/93人	訪問実家庭数/人	5	5	社会福祉協議会へ業務委託し、支援が必要な家事にホームヘルパーを派遣しました。
			訪問延件数/件	28	39	

主な取組	事業内容	令和元年度計画値	実績			進捗状況 (平成30年度)
			項目	平成29年度	平成30年度	
地域子育て支援拠点事業	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	4か所	実施か所数／か所	4	4	出張ひろばは昨年と変わらず2か所です。 昨年と同様に「第6回まるがめ子育てフェスタ」を開催した結果、多くの参加団体があり、子育て世帯の来場者数も多い状況です。
		合わせて40,000／人回	延べ利用回数／人回	28,224	26,263	
		6か所	実施か所数／か所	6	6	地域の身近な子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談、援助、情報提供等を実施しました。
		合わせて40,000／人回	延べ利用回数／人回	17,761	23,320	
一時預かり事業	【幼稚園型】 幼稚園において主に在園児を対象に、通常教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う。(市内私立幼稚園2園で実施)	2か所	実施か所数／か所	2	2	幼稚園型は昨年度と同様、私立幼稚園2園で実施しています。
	【公立の幼稚園等での一時預かり】 公立の幼稚園及び認定こども園において、在園する1号認定児を対象に一時預かり事業を実施する。	8か所	実施か所数／か所		8	
	【幼稚園型以外】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受け入れ、保育を行う。	8か所	実施か所数／か所	7	6	しおや保育所の一時休止に伴い、6園となりました。
		合わせて7,600／人日	延べ利用日数／人日	6,001	6,194	
	1か所	実施か所数／か所	1	1	コムコムひろば(土器)(延べ利用者数／実施日数) 平成29年度 215名/136日 →平成30年度 295名/154日	
合わせて7,600／人日	延べ利用日数／人日	215	295			

主な取組	事業内容	令和元年度計画値	実績			進捗状況 (平成30年度)
			項目	平成29年度	平成30年度	
病児・病後児保育事業	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。	2か所	実施か所数／か所	1	1	おかだ小児クリニック延利用者数：平成29年度1,555人(うち市内1,305人、市外250人)→平成30年度1,291人(うち市内1,109人、市外182人)
		1,500／人日	市民の延べ利用日数／人日	1,420	1,291	
			うち、市内施設利用／人日	1,305	1,109	
			うち、市外施設利用／人日	115	182	
子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター〕	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。	1か所	実施か所数／か所	1	1	会員数計は平成29年度962人→30年度1,034人となり、着実に増加しています。
			まかせて会員数／人	206	214	
			おねがい会員数／人	725	786	
		1,300人日	両方会員数／人	31	34	
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する。		妊婦健康診査事業／人回	11,016	10,012	健診受診結果により、要経過観察には訪問・電話等により状況を把握し助言・指導を行いました。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	15／人	支給児童数／人	1号：2 2号：5 3号：5 計：12	1号：2 2号：8 3号：4 計：14	実費負担に係る部分の公費負担により、特定教育・保育施設を利用する子どもがいる生活保護受給世帯の負担軽減を図ることができました。

<地域子ども・子育て支援事業の課題>

- 放課後児童健全育成事業「青い鳥教室」は、受入れ児童数が年々増加傾向にあることから、受入れ環境の改善とともに、今後の児童数の動向を見据えて、必要な施設整備を行うことが課題
- 一時預かり事業は、幼稚園型(幼稚園での預かり保育)、幼稚園型以外(保育所等での一時預かり)のいずれも、ニーズが高まっており、かつ、今後も令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、さらにニーズが高まることも予想されることから、実施園の拡大や受入れ体制の確保(保育士確保等)が課題

3 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上の取組

本市では、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の間で就学前教育・保育プランである「丸亀げんきっ子夢プラン」に基づき、就学前教育・保育及び家庭支援の充実や地域社会との連携を実践していくことで、「就学前の子どもがどの施設に在籍していても健やかな成長のための適切な環境が確保され、等しく質の高い教育・保育が受けられる」という理念の共有が図られており、教育・保育の質の向上につながっています。

また、研修については、外部機関なども活用した通常研修や公立の幼稚園、保育所間で実施する相互研修を通じて職員のスキルアップと相互理解を図っているほか、臨床心理士等による巡回カウンセリングを実施し、配慮を必要とする子どもに対する支援の方法を学んでいます。

人事交流については、幼稚園教諭を保育所から移行した認定こども園に、保育士を幼稚園から移行した認定こども園にそれぞれ派遣しているが、双方の職員数のちがいから対象者が不足して、交流が難しくなる事態が生じています。

なお、保育支援員・新規採用保育士指導員による保育士へのサポートについては、随時実施しており、一定の成果を挙げています。

施設の管理・運営については、香川県と連携して認可や確認、指導監査を実施するなど適切な指導を行っています。

(2) 認定こども園の普及について

本市では、個々のニーズと選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めるため、認定こども園の普及を目指すという国の方針に基づき、各区域に1か所以上の設置を進めてきました。

その結果、計画策定時には設置されていなかった認定こども園が現在では公立6園、私立5園の計11園設置されています。

しかしながら、幼稚園を認定こども園化して0歳児から2歳児までの子どもを受け入れる場合は、調理施設の増設が必要であり、今後の課題となっています。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携について

本市では、当初、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を地域に根差した身近な場所で提供する小規模保育施設などの地域型保育事業について7か所の開設を目指していましたが、現状、2か所の開設に止まっています。

なお、2か所の事業所においては、地域の保育所との連携による教育・保育の量の確保と質の向上が適切に図られています。

(4) 幼稚園や保育所・認定こども園と小学校の連携（カリキュラムの連携）

幼稚園や保育所等では5歳児を対象とする「アプローチカリキュラム」を、小学校では新入生を対象とする「スタートカリキュラム」を策定・実施することにより、体験入学や子ども同士の交流活動が行える環境が整えられており、小学校への入学や職員同士の連携がスムーズに行えています。

なお、地域に複数ある幼稚園・保育所等から1つの小学校に入学する場合は、地域性や各施設独自の教育・保育の方針を尊重しながらカリキュラムの連携が行われていますが、地域外の子どもが相当数在園している幼稚園・保育所等においては、小学校との連携が難しい部分があります。

4 保育士等の確保のための施策

(1) 現職の保育士等へのサポート

保育士等の休暇の取得による欠員をサポートするための取組として令和元年度に保育士人材バンクを立ち上げ、保育所等の休暇取得や早朝・夕方保育への負担軽減を図っています。また、保育業務以外の事務負担軽減のため、事務作業の見直し・簡素化や事務補助員の配置を行っています。

なお、専門家も交えたサポート体制の確立については、配慮を必要とする子どもへの支援をNPO法人と協働で実施することにより、精神的な負担の軽減を図っています。

さらに、私立保育園等への支援として私立保育園等運営補助金や私立保育園等保育士処遇改善事業補助金の制度を本市単独で実施し、保育士等の安定的な確保を通じて公立・私立のバランスのとれた保育環境の整備を図っています。

(2) 保育士職場への就職・復職希望者へのサポートと掘り起こし

「一日保育士職場体験」を実施し、保護者が保育現場を体験することで現状認識を深めるうえで役立っていますが、保育士職場への就職・復職希望者へのサポートや潜在保育士の掘り起こしには至っていません。

その他の取組としては、保育士就職準備金や保育士修学資金の貸付、保育士等人材バンクでサポートや掘り起こしを図っています。

5 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援計画）

本市の子ども・子育て支援施策については、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、適宜見直しを行っています。

第1期計画の各施策のうち、予定通り進捗していないものを中心に進捗状況の評価や課題を抜粋すると、次のとおりです。

（1）相談支援・情報提供の充実

本市では、平成30年6月より子育てアプリ「まる育サポート」の運用を開始しておりますが、利便性の向上とアプリの周知によるアクセス数の増加が課題です。

また、多言語による情報提供について、医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備しておりますが、窓口対応における通訳の確保をはじめ、外国につながる子どもや家庭への情報提供の強化が求められます。

（2）病児・病後児保育事業

本市では、満6か月から小学校6年生までを対象とする病児・病後児保育施設を市内医療機関1か所に併設し開設しておりますが、利用対象となる共働き家庭等の増加に対応した施設の整備を図っていく必要があります。

（3）公共施設における授乳室等の整備促進

本市では、市役所の現庁舎においては、おむつ替えや授乳室等の新たなスペースの確保が困難な状況となっていることが課題であり、今後の新庁舎の整備に際しては、子育て家庭を支援するための設備等を整備する予定です。

第4章 計画の基本的な考え方（新）

1 基本理念

子どもは、本市の未来を担う大切な宝です。少子化や世帯の細分化、家庭と地域とのつながりの希薄化が進んでいるほか、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化している中で、性別、障がいの有無、貧富の差、国籍などに関わらず、すべての子どもが自己の可能性を最大限に発揮して、明るく健やかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の宝でもあり、家庭と学校、地域、事業者、行政などがそれぞれの役割を認識しつつ一体となって、子どもや子育て家庭を見守り、心に寄り添い、支えていく必要があります。

地域社会が力を合わせて、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちの夢の実現や健やかな成長を支え、安心して子どもを産み、喜びや楽しみをもちながら子育てができるまちの実現を目指します。

■基本理念

すべての子どもの健やかな育ちを家庭と地域社会が力を合わせて見守り、支えるまち まるがめ

2 基本目標

基本理念の実現のため、以下の3つを基本目標に掲げます。

I 子どもの健やかな成長を支援します

未来を担う子どもが自立した大人へと成長するためには、将来の夢を描き、夢をかなえるために誇りと自信をもって努力を続けること、そして、人を思いやる優しい心と知・徳・体にわたる生きる力を育むことが大切です。

地域における子どもの居場所づくりから、健康づくりや食育の推進とともに、いじめや不登校、障がい児支援の対策まで、夢に向かって進む子どもの健やかな成長と自立を支援します。

II 子どもを育む家庭を支援します

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもを育む家庭を妊娠届出時から就学まで切れ目なく、包括的に支援していくことが重要です。

親の不安を取り除くような相談支援や情報提供の充実から、就学前の保育・教育環境の整備や子育てサービスの充実とともに、児童虐待への対策や配慮が必要な家庭への支援まで、子どもを育むすべての家庭を支援します。

III 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりが求められます。

子どもの交通安全や犯罪被害に遭わないための対策とともに、子どもや子育て家庭が安心して外出できるようまちづくりのほか、保護者が安心して子育てできるよう、仕事と子育ての両立支援や子ども・子育てに関わる人材育成等を図ります。

第5章 次世代育成支援行動計画

I 子どもの健やかな成長を支援します

1 遊び場・子どもの居場所づくり

《現状と課題》

【背景】

- 都市化が進み、子どもの成長にとって大切な遊び場や自然と接する機会・場が減少し、ゲーム機やインターネットの普及とも相まって、屋内での遊びや一人で遊ぶ子どもが増加しています。
- その結果、子どもの体力の低下や、社会性が育ちにくいという状況が生じています。

【本市の取組の現状】

- 子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として、児童館事業を展開しています。
- 子どもたちが安全・安心に遊べるよう、公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を行っています。
- 乳幼児に遊びを提供する場として、地域子育て支援拠点施設(地域子育て支援センターやひろば)などのほか、異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所として、子ども会活動等の団体活動を推進しています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、丸亀市が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人の理由については、就学前、小学生のいずれも、平成25年の前回調査の結果と同様に「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が最も多くなっています。
- 子育てワークショップの結果を見ると、遊び場の充実について「子どもがもっと自由でのびのび安全に遊べる場所」や「公園で一緒に遊んでくれる人がいると嬉しい」といった意見のほか、「中高生が自由に出入りすることができる、グループ学習できる場があるとよい」といった提案が寄せられています。

課題

- 児童館の施設の老朽化への対応と利用者の拡大
- 公園や遊び場の整備と安全確保
- 子ども会組織が困難な地域の子ども達の活動の場の提供

《今後の方針》

- 児童館において、遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。
- 継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。
- 地域子育て支援拠点施設(地域子育て支援センターやひろば)については、地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。
- 少年活動団体や子ども会と連携して、子どもたちの活動の場や居場所づくりに努めます。

《主な取組》

- 児童館事業(子育て支援課・人権課)
- 遊び場の整備(都市計画課・子育て支援課)
- 地域子育て支援拠点事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子ども会活動等の団体活動(市民活動推進課)

2 総合的な放課後児童対策

《現状と課題》

【背景】

- 国では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められています。
- 放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。

【本市の取組の現状】

- 本市においては、放課後児童クラブとして島しょ地域を除くすべての小学校区において放課後留守家庭児童会「青い鳥教室」を31教室設置しています。「青い鳥教室」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象としており、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、基本的な生活習慣や異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての役割を担っています。
- 全ての児童を対象として、放課後や週末などに、地域の方の参画を得て、学習・スポーツ・文化活動などを行う「放課後子供教室」を11教室で実施しています。

■ 青い鳥教室・放課後子供教室の実施状況

小学校区	青い鳥教室	放課後子供教室	小学校区	青い鳥教室	放課後子供教室
城乾	2	1	飯野	2	1
城坤	3	1	垂水	3	
城北	1		富熊	1	1
城西	2		栗熊	1	1
城南	3	1	岡田	2	1
城東	3	1	飯山南	2	1
城辰	2	1	飯山北	2	1
郡家	2		合計	31 教室	11 教室

資料：令和元年度現在

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所として、「青い鳥教室」を希望する割合が最も高く、平成 25 年の前回調査と比べて同回答の割合が上昇しています。

課題

- 「青い鳥教室」については、児童数の増加が特に顕著な教室への対応
- 「放課後子供教室」については、シルバー世代の就労率の増加等に伴う、地域の担い手不足
- 「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携強化

《今後の方針》

～青い鳥教室～

- 各校区における在籍児童数の動向を見据えつつ、増加が特に顕著な校区における適切な施設整備に努めます。
- 小学校の余裕教室等の空き状況を見ながら、可能な限り、既存施設を活用して場所の確保を図っていきます。
- 多様化する子どもや家庭が増加する中で、子どもに携わる職員・スタッフの適正な人員配置のあり方やスタッフの資質向上に向けた研修内容なども工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。
- 特別な配慮を必要とする児童に対しては、引き続き、必要に応じて支援員を加配するなど、児童が安心して過ごせる環境づくりに努めます。
- 児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や 1 年生から 6 年生までの異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができるような居場所の提供を継続します。

- 今後も継続して、利用を希望する保護者や、地域住民に対して、利用案内文書やホームページ等を活用し、「青い鳥教室」における育成支援の内容について、周知を行っていきます。
～放課後子供教室～
- 「放課後子供教室」は、全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保に努めます。
- 各教室のプログラム内容の充実や支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。
～両事業の連携～
- 「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業については、事業関係者の意見を取り入れるなど、地域の実情を勘案しながら、全ての子どもたちが、一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの充実を図り、より子どもたちに寄り添った事業を展開するとともに、実施が可能な校区を拡大し、一体化へつなげます。
- 活動場所が、「青い鳥教室」のある小学校に隣接している「放課後子供教室」については、両事業の関係者に加えて学校関係者等とも連携をとり、一体的に実施していきます。2024（令和 6）年度までに、同一施設内に両方の教室を設置する一体型の教室を新たに 1 か所整備することを目指します。

《主な取組》

- 新・放課後子ども総合プランの推進(教育部総務課)

3 いじめ・不登校対策

《現状と課題》

【背景】

- いじめは、恐喝や暴力といった目に見えるものから、無視や仲間はずれといった目に見えにくいもの、さらにはインターネット上での誹謗中傷などさまざまです。それらが深刻化してくると、子どもの成長に大きな悪影響を及ぼすこともあります。

【本市の取組の現状】

- 学校において子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに対応しているほか、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置しています。
- スクールソーシャルワーカーを中学校 2 校を拠点校として配置し、専門的な立場から児童・生徒や家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努めています。
- 教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒に居場所を提供し、学校復帰や進路保障ができるよう支援に努めています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、子育てについて、特に不安に思っていることや悩んでいることとして、「いじめや仲間外れ」に関する回答があがっているほか、子どもが暮らしやすいまちづくりに関する自由記述等にも「不登校児やいじめへの支援の充実」に関する意見があがっています。
- 子育てワークショップの結果を見ると、親のケア・サポートとして「中高生の悩み（不登校・進路など）に対する、親への支援」といった課題があがっています。

課題

- いじめや不登校等への対応にあたり、児童相談所等、関係機関との連携強化
- 教育支援センターにおける学校・家庭との連携強化
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用促進

《今後の方針》

- 児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。
- 不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供して心を癒すとともに、遊びや学習を通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学校復帰や進路保障が出来るよう努めます。
- いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。
- スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、迅速な対応ができるようにします。

《主な取組》

- いじめ・不登校等心の相談（学校教育課）
- 教育支援センターの設置（学校教育課）
- スクールカウンセラーの配置（学校教育課）
- スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）

4 有害環境対策と非行等防止対策

《現状と課題》

【背景】

- 近年、スマートフォンなどの普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっているほか、身近な場所において、性や暴力などに関する過激な内容の DVD やコンピュータソフトなどが販売されており、子どもに悪影響を及ぼしています。

【本市の取組の現状】

- 市内に白ポストを設置し、地域の協力を得て有害図書・ビデオ・DVD を回収するなど、有害環境対策に努めているほか、少年育成センターの育成だより「かめっこ」を通じて、携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発しています。
- 少年育成センターでは、非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動と啓発活動を進めているほか、少年相談として、電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供しています。

課題

- インターネットへの依存とその健康被害等の啓発
- ゲーム依存などの新たな問題への対応
- 下校時と薄暮時の補導活動の継続と巡回場所の見直し等

《今後の方針》

- 白ポストや、携帯電話・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っていきます。
- 特に SNS による被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象に SNS などの適正利用に関する様々な啓発を実施します。
- 薬物乱用の問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。
- 地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。
- 少年育成センターにおいて、相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めていきます。

《主な取組》

- フィルタリング利用の普及啓発などの有害環境対策、情報モラル教育（少年育成センター・学校教育課）
- 薬物乱用防止の啓発（少年育成センター・学校教育課）
- 補導活動（少年育成センター）
- 少年相談（少年育成センター）

5 成人期に向けての健康づくり・保健対策

《現状と課題》

【背景】

- 近年、動脈硬化を引き起こす危険因子であり、大人特有の病気と思われてきた脂質異常、高血圧、肥満などの子どもが増えてきており、生涯にわたる健康づくりのためにも、正しい生活習慣を身につけることが求められています。
- 思春期は身体面・精神面で急激に成長、変化する時期であり、心や身体についてさまざまな問題が生じやすい時期です。この時期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要となってきます。

【本市の取組の現状】

- 小学校4年生及び中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童・生徒を早期発見し、本人及び保護者に対して保健指導を実施しております。さらに必要に応じて、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努めています。
- 小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を実施しています。
- 心の問題で悩む児童・生徒に対して、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行っています。
- 総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、妊婦体験やモデル人形を使っての保育実習、幼稚園・保育所・認定こども園及び関係機関などの協力を得て、講演会などを実施しています。

課題

- 小児生活習慣病対策及び性教育の継続
- スクールカウンセラーの活用促進
- 妊婦体験等体験学習の実施

《今後の方針》

- 小児生活習慣病対策として、小学校 4 年生と中学校 1 年生の希望者を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。
- 子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。
- 心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。
- 小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。
- 妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。

《主な取組》

- 小児生活習慣病対策(学校教育課)
- 思春期メンタルヘルス(学校教育課)
- 性教育(学校教育課)
- 思春期保健教育(学校教育課・健康課)

6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

《現状と課題》

【背景】

- 近年、欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しています。乳幼児期の食事の摂り方や食習慣は、将来の健康や人間性に大きな影響を及ぼします。
- 健康な子どもを生ま育てるためには、母親が妊娠・出産期にバランスの良い食事を摂ることも大切です。

【本市の取組の現状】

- 母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っているほか、「マイナス1歳から始まる子育て講座」などで、妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行っています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園及び小・中学校等において、子どもやその保護者に対して、食育の土台づくりを図るため、食に関する正しい知識の獲得や望ましい食習慣の形成を目指した教室の開催や情報提供に努めているほか、食育講座や食に関する参加型体験学習を開催しています。

課題

- 食育に関する講座の周知による参加者の拡大
- 子ども一人ひとりの心身の状態等（体調面・アレルギー等）に応じた対応
- 教育・保育施設等における食育の取組の標準化

《今後の方針》

- 家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心をもてるよう働きかけていくほか、現代の課題やニーズに合った講座や教室等を開催していきます。
- 自園調理を行う保育所・こども園では、保育の内容の一環として食育を位置づけ、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。
- 保護者が食への理解を深め、食事を作ることや、子どもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。
- 子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。

《主な取組》

- 妊産婦の食育(健康課)
 - 子どもの食育(健康課・幼保運営課・学校教育課・学校給食センター・市民活動推進課)
-

7 人間性や個性を育む環境整備

《現状と課題》

【背景】

- 乳幼児期においては、幼稚園・保育所・認定こども園や地域の子育て施設などにおいて、集団の中で生きる力の基盤となる心情、意欲、態度を身につけていきます。
- 就学後は、学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、規範意識や社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。

【本市の取組の現状】

- 子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っています。
- 市内すべての幼稚園・保育所(園)・認定こども園において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を提供しているほか、小・中学校において、校区内近隣の幼稚園・保育所・認定こども園との異年齢交流、中学校群内小・中学校及び学校内での異学年交流や地域連携を積極的に推進しています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校等で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進しています。

課題

- 図書館事業や美術館を通して、親子を対象に文化・芸術に触れる機会の充実
- 中学生の地域活動・地域行事への参加
- 人権教育の基本方針や重点努力事項について、職員間での共通理解の促進
- 子どもの体力づくりに向けた、放課後や休日における、運動の機会や場の確保

《今後の方針》

- 図書館では、ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。
- 美術館において、子どもたちが楽しみながら文化芸術に親しむワークショップなどを積極的に展開します。
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、地域連携を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験を通して、一人ひとりを大切に、子どもの心身の健やかな成長、発達を図るほか、子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や関わりを模索し、実践します。
- スポーツ少年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。

《主な取組》

- 図書館事業(図書館)
- 文化芸術鑑賞の機会の提供(文化観光課)
- 異年齢交流・異学年交流・地域連携(幼保運営課・学校教育課)
- 人権教育・啓発(人権課・幼保運営課・学校教育課)
- 子どもの体力づくり(学校教育課・スポーツ推進課)

8 総合的・継続的な障がい児支援

《現状と課題》

【背景】

- 近年、特別支援学級に在籍する子どもや、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などの発達障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの数が増加しています。

【本市の取組の現状】

- 子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による「こども相談」や「ことばの相談」を実施しています。
- 特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、特別支援教育支援員の適正配置や専門家などによる教育・保育施設や学校への巡回カウンセリング、保育士の加配措置などに努めています。
- NPO 団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施しています。
- 平成 30 年 3 月に策定した第 1 期障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援など、各種の福祉サービスを提供しています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、子育て支援についての自由記述の中で、「障がい児への支援充実（社会の理解度向上、教育支援、障がいの度合いに応じた支援、相談先の充実、預け先の充実）」に関する意見が寄せられているほか、学校に対して「障がい児への教職員の理解度向上と教育内容の充実」に関する意見があがっています。

課題

- 特別支援教育支援員の適正配置など特別の支援を必要とする子どもへの適切な助言・指導と対応できる体制の確保
- 子ども一人ひとりに必要な発達支援や福祉サービスの提供

《今後の方針》

- 心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。
- 障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。

《主な取組》

- 発達相談(こども相談、ことばの相談など) (健康課)
- 特別支援教育・障がい児保育(幼保運営課・学校教育課)
- 発達障がい児支援(幼保運営課・学校教育課)
- 障がい福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援など) (福祉課)

II 子どもを育む家庭を支援します

1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

《現状と課題》

【背景】

- 仕事をする女性の増加や晩婚化、核家族化の進行に伴う家族力の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを生み育てる環境が変化してきています。そのため、より身近な場で妊産婦や乳幼児を支える仕組みづくりを行い、家族力を高めるなど、産前産後のサポート体制や育児不安への支援を充実することが必要です。
- 妊娠期を健康で過ごすことは、低体重児出生の予防にもつながります。すべての子どものそれぞれの成長の節目に発達の様子を確認し、子どもの育ちを支援することが必要です。

【本市の取組の現状】

- 妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行しているほか、出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する事業を実施しています。
- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、また、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援するため、妊婦・乳幼児健康診査を実施しています。
- 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握をとともに、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っているほか、養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行っています。

課題

- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう健康状態や発育・発達の状況把握をはじめ健康相談・健康教育などの支援の充実
- 生活習慣病予防（禁煙）について健康相談・健康教育等を行い、知識の普及啓発
- 乳幼児の月齢に応じた、事故予防の周知・啓発
- 妊娠期からの口腔ケアの大切さについて普及・啓発

《今後の方針》

- 妊娠届け時から健康管理の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充実します。
- 親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で子育てできるような家族力を高める取組を行います。
- 出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。
- 妊娠期から生活習慣の見直しを図り健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。
- 子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。
- 子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。
- 妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。
- 妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。

《主な取組》

- 母子健康手帳などの発行
 - 母子保健推進員・愛育班の育成・支援
 - 妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策）
 - 産後支援事業
 - 妊婦・乳幼児健康診査
 - 乳児家庭全戸訪問事業〔こんにちは赤ちゃん訪問〕
 - 養育支援訪問事業
 - 妊産婦・乳幼児相談・健康教育
 - 予防接種
 - 乳幼児の事故防止
 - 小児医療
 - 歯科保健
- (以上、健康課)

2 相談支援・情報提供

《現状と課題》

【背景】

- 子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、非行など、保護者はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。

【本市の取組の現状】

- 利用者支援事業として、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援しているほか、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、健やかに安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行っています。
- 家庭児童相談として、子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助しています。
- 市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行っているほか、子育てに関する情報の配信に加え、育児記録や相談機能なども利用できる子育てアプリ「まる育サポート」を提供し、妊娠、出産から育児まで、継続的な支援を行っています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者の自由記述欄には「子育て支援に関する情報・手続きの仕方を各家庭に周知してほしい（広報・ホームページ等）」、「子育てに関する相談先の充実（迅速な対応、気軽に相談できる場所）」という意見が比較的多く寄せられています。
- 子育てワークショップの結果を見ると、情報提供について「保育園の情報がもっと気軽に見られる場所が知りたい」、「子育てアプリを使いやすく」、「就学前・就学の切れ目での情報提供（学校との連携）」、相談場所について「『子育て世代包括支援センター』に子育て家庭への支援体制を集約する」といった声や提案が寄せられています。（本市では、まる育サポートに包括支援センターの機能を持たせています。）

課題

- 「まる育サポート（子育て支援総合相談窓口）～ハッピーサポート（健康課）＋あだあじお（相談窓口）～」の周知と利用促進
- 児童虐待相談の増加への対応
- 子育てアプリ「まる育サポート」の周知

《今後の方針》

- まる育サポートにおいて、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実を図ります。
- 家庭児童相談において、香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。
- 子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。
- 子育てアプリ「まる育サポート」は、保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。

《主な取組》

- 利用者支援事業(健康課・子育て支援課)
- 家庭児童相談(子育て支援課)
- 子育て支援情報ホームページの開設・運営(子育て支援課)
- 子育てアプリ「まる育サポート」(子育て支援課)

3 地域における多様な保育ニーズ等への対応

《現状と課題》

【背景】

- 女性の社会進出や働き方の変化による共働き世帯の増加や、核家族世帯の増加などにより、保育所(園)の需要が高まっていますが、本市では、平成 23 年度以降、待機児童が発生しており、待機児童の解消が継続的な課題となっています。

【本市の取組の現状】

- 認定こども園への移行促進や民間園の施設整備に対する助成を行うことにより定員拡大を図り、併せて保育士の確保に努めていますが、待機児童の解消には至っておらず、平成 30 年度からは、国の待機児童の定義変更に伴い、国定義上の待機児童が発生しています。
- 保護者の就業形態の多様化や保育ニーズの多様化に対応するため、時間外（延長）保育事業や一時預かり事業、病児・病後児保育事業のほか、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する事業など、多様な保育サービスの充実に努めています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、平成 25 年の前回調査と比べて、就学前児童の家庭において両親ともにフルタイム就労の家庭の割合が増加している状況がうかがえ、保育需要の拡大を表す結果となっているほか、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用したいサービスとして「一時預かり」をあげた割合が前回調査から増加しており、こちらも今後のさらなる需要の拡大を見込む結果となっています。
- 子育てワークショップの結果を見ると、一時預かりについて「スーパーで短い時間子どもを見てくれる人を設けて欲しい」、「緊急時などにも対応してくれる一時預かりの施設が増えて欲しい」といった意見が寄せられているほか、保育士の確保について「保育士の相談の機会や場所を設ける」、「大学との連携、奨学金制度整備等」といった意見が寄せられています。

課題

- 低年齢児を中心とした待機児童の解消に向けた取組
- 一時預かり事業の需要の高まりへの対応、安全性の確保
- 各種保育サービスの需要に応じた充実

《今後の方針》

- 待機児童の解消に向けて、市単独の修学資金の貸付や人材バンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助などを通して、一層の保育士確保に努めます。
- 一時預かり事業の拡充に向けて、実施園の拡大を図ります。
- 病児・病後児保育事業は、より身近な場所で利用ができるよう、実施施設の増加に努めます。
- 乳児保育、時間外（延長）保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。
- 小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実努めます。

《主な取組》

- 待機児童の解消(幼保運営課)
- 乳児保育事業(幼保運営課)
- 時間外(延長)保育事業(幼保運営課)
- 一時預かり事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子育て短期支援事業〔ショートステイ、トワイライトステイ〕(子育て支援課)
- 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター〕(子育て支援課)
- 病児・病後児保育事業(子育て支援課)
- 子育てホームヘルプサービス(子育て支援課)

4 児童虐待防止対策

《現状と課題》

【背景】

- 子育てに関する不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)などのさまざまな要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな社会問題となっており、本市においても、児童虐待に関する相談件数が増えています。

【本市の取組の現状】

- 予防的な取組として、子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行っているほか、こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援しています。
- 要保護児童対策地域協議会として、関係機関の代表者により構成される代表者会（年1回開催）、関係機関の職員で構成される実務者会（月1回開催）のほか、必要に応じ随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護・支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図っています。

課題

- 子どもの人権の啓発が疎かにならないように、計画的な講演会や研修の実施
- 妊産婦が必要時に支援が受けられるよう、あらゆる機会を通じた情報発信
- 児童虐待の早期発見につながる周囲による「気づき」体制の確立
- 要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携の更なる強化

《今後の方針》

- 講演会や研修の実施や広報誌などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。
- 地域の子育て支援者と連携を図り、母子が孤立しないよう支援します。
- 学校等への定期的な見守り依頼や定期健診時の状況を情報として共有するなどして、児童虐待の早期発見につながる「気づき」体制の確立に努めます。
- 西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。また、「189」などの相談窓口の周知に努めます。
- 特に丸亀警察署とは、令和元年度に「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定書」を締結しており、今後も連携を強化していきます。

- 児童虐待防止を推進するため、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発や養育支援を必要とする子ども等の早期把握・支援に努めます。

《主な取組》

- 家庭児童相談(子育て支援課)
- 心の健康づくりと仲間づくり(健康課)
- 人権教育・啓発(人権課・幼保運営課・学校教育課)

5 家庭の教育力の向上

《現状と課題》

【背景】

- 子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。家庭は、基本的な生活習慣やモラルの形成、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を身につけるうえで重要な役割を果たすものです。

【本市の取組の現状】

- 保護者が子どもの成長について理解を深め、自身の抱える課題を共有して解決へ導くことを目指して、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供しています。
- 親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する子ども講座を開催しています。
- P T A と連携し、共通課題（小・中学生のスマホ等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組んでいます。

課題

- 課題や悩み事など、子育ての問題解決に向けての講座の充実
- P T A 活動に関する保護者の意識啓発

《今後の方針》

- 保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。
- 希望する講座が受講できるよう、日数を増やすことができるよう調整します。
- 子どもたちの知識や技能の向上を図るためのニーズにあった講座を継続して開催していきます。

《主な取組》

- 家庭教育講座(市民活動推進課)
- 子ども講座(市民活動推進課)
- P T A との連携(学校教育課)

6 経済的支援

《現状と課題》

【背景】

- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(平成27年)によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」であり、とくに妻の年齢35歳未満の若い層では8割前後の高い選択率となっております。

【本市の取組の現状】

- 中学校卒業(満15歳)までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成しているほか、ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成するなど、子育て家庭の医療費の負担軽減に努めてきました。
- 保育料についても、多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担の緩和に努めてきました。
- 平成21年度から特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けられた夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する「丸亀市こうのとり支援事業」を実施しています。
- 小中学校に通う児童・生徒の経済的な負担を軽減するため、就学援助制度を実施しています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者の自由記述欄には、子育て支援について「経済的な支援をしてほしい(子育てにかかる費用、保育料、学費等)」という意見が比較的多く寄せられています。

課題

- 助成等の対象者が必要な制度を利用できるような周知・啓発
- 国の幼児教育・保育の無償化制度の適切な実施

《今後の方針》

- 各種制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。
 - 国の幼児教育・保育の無償化の導入を円滑に進めるとともに、本市独自の給食の無償化を実施します。
-

《主な取組》

- こども医療費助成制度(子育て支援課)
- 丸亀市こうのとり支援事業(健康課)
- ひとり親家庭等医療費助成制度(子育て支援課)
- 保育料の軽減(幼保運営課)
- 幼児教育・保育に係る給食費の無償化(幼保運営課)
- 就学援助制度(教委総務課)

7 配慮が必要な家庭への支援

《現状と課題》

【背景】

- 障がいや疾病の有無、貧富、国籍などに関わらず、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、子どもだけでなく、これらの子どもを抱える家庭を含めた支援が求められています。
- 近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増加していますが、ひとり親家庭の多くは、社会的・経済的に不安定な状況に置かれ、生活は厳しいものになっているほか、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのさらなる増加が見込まれています。

【本市の取組の現状】

- ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行っています。
- 国際化への対応として、市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成し、情報入手を支援しています。

課題

- ひとり親世帯への総合的な自立支援
- 増加が見込まれる外国人幼児やその保護者への適切な対応

《今後の方針》

- ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。
- 外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供や窓口における通訳の確保に努めます。

《主な取組》

- ひとり親家庭自立支援(子育て支援課・福祉課)
- 多言語による情報提供(子育て支援課ほか)

III 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

1 安全・安心なまちづくり

《現状と課題》

【背景】

- 近年、我が国においては、子どもの性被害の増加が著しく、SNS の利用から被害に遭う児童の数も増加しています。また、子どもが交通事故の被害者となることも少なくありません。

【本市の取組の現状】

- FAX 及びメール配信で不審者情報を提供し注意を呼びかけているほか、子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こども SOS」を小・中学校通学路にある事業所や住宅などに協力を依頼して設置しているほか、地域住民による防犯パトロール隊など、地域ぐるみで子どもの安全確保を図っています。
- 交通安全対策については、交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けたりするなど、安全な道路環境の整備を行っているほか、幼稚園・保育所・認定こども園及び小・中学校等において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図っています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、就学前児童及び小学生の保護者の自由記述欄には、まちづくり等について「防犯対策の充実（不審者情報への対応）」に関する意見が寄せられています。

課題

- 不審者情報の継続的かつ迅速な提供
- 地域ぐるみの防犯対策及び交通安全対策の推進

《今後の方針》

- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「こども SOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。
- 道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、通学路安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、交通安全教育や環境の整備・改善に取り組みます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。

《主な取組》

- 交通安全施設の点検整備（建設課・学校教育課・幼保運営課）
- 交通安全指導・啓発（環境安全課・学校教育課・幼保運営課）
- 通学路の点検やカラー化などによる安全確保（建設課・学校教育課）
- 不審者情報の提供（環境安全課・少年育成センター）
- 防犯パトロール（環境安全課・市民活動推進課）
- 防犯意識啓発（環境安全課・市民活動推進課・学校教育課）
- 緊急避難場所「こども SOS」の設置・点検（少年育成センター）

2 子育てバリアフリーのまちづくり

《現状と課題》

【背景】

- 安心して出産し、子育てをするためには、妊産婦や乳幼児連れであっても、安心して外出できる生活環境が必要です。

【本市の取組の現状】

- 妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、スロープの設置や段差の解消などを行っているほか、子ども連れの親子が安心して外出できるよう、公共施設において、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなど、施設整備を促進してきました。
- 母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発しています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- 子育てワークショップの結果を見ると、地域環境について「赤ちゃん休憩室が少ない」との声や「おむつ替えシートや授乳室の充実（男性用トイレ・公園にもあるとよい）」といった意見が寄せられています。

課題

- 道路改良時におけるバリアフリーを考慮した設計
- 公共施設におけるおむつ替えスペース及び授乳室の維持管理と必要な整備
- マタニティマークの普及・啓発

《今後の方針》

- 交通弱者である歩行者などが利用する歩道の整備には、引き続き、バリアフリー化を考慮に入れた計画、施工を行います。
- 子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、新庁舎における施設整備を図ります。
- 妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。

《主な取組》

- 歩道等のバリアフリー化の推進(建設課)
- 公共施設における授乳室等の整備促進(財務課)
- マタニティマークの活用(健康課)

3 仕事と子育てが両立できるまちづくり

《現状と課題》

【背景】

- 働く女性が増加する中、「仕事と子育ての両立の難しさ」が少子化の原因の一つと指摘されています。子どもをもって働き続ける女性が多くなっているにも関わらず、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応や男性の育児参加の推進などが大きな課題となっています。
- 特に最近では、育児と介護のダブルケアの問題を抱え、結果として就労の継続が困難となる事例が若い世代にも広がりつつあります。

【本市の取組の現状】

- 男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行っているほか、働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信しています。
- 福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が育児休業を取得していない理由として、父親の場合は「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が上位となっており、仕事と子育てを両立していくために、行政や職場に改善や充実を図ってほしいと思うこととして「上司や同僚など職場の理解」、「育児休業や短時間勤務などの職場の両立支援制度」が上位にあがっています。
- 子育てワークショップの結果を見ると、働く親の増加に合わせて「パートや非正規に対する支援の充実」や「残業のない職場（社会）づくり（女性も男性も）」といった意見が寄せられています。

課題

- 企業に対する働き方改革の取組のメリットの周知・啓発
- 中小企業で働く従業員の福利厚生の向上と子どもの休みに合わせた休暇取得の推進

《今後の方針》

- 男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。
- 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。
- 働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。
- 福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めます。
- 平成30年度から始めたキッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めます。

《主な取組》

- 男女共同参画の推進、性別役割分担意識の解消(人権課)
- 労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励(産業観光課)
- 勤労者の福利厚生と企業への啓発(産業観光課)
- キッズウィークの推進 (産業観光課)

4 人材育成・支援

《現状と課題》

【背景】

- かつて、子どもは親以外のさまざまな大人に見守られながら成長していましたが、地域住民の連帯意識が希薄になったことで、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなり、地域の子育て力が低下してきています。

【本市の取組の現状】

- 地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援しており、また、子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行っています。
- 地域が子育て家庭に寄り添い、安心して子育てができるよう、地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行っています。

【アンケート調査及び子育てワークショップの結果のポイント】

- 子育てワークショップの結果を見ると、「子育てに関する世代間の考え方や情報の違いが生じている」との声や「子育てについて祖父母や地域に向けて講座を開く」といった提案が寄せられています。

課題

- 子育て支援に関わるボランティアやコーディネーターの養成拡大

《今後の方針》

- 地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。
 - ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。
 - 愛育班員や母子保健推進員が活動とその重要性を周知し、地域ぐるみで主体的に活動できるよう支援します。
 - 今後も学校やPTAと連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。
 - 子どもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催します。
-

《主な取組》

- 子育てボランティアの育成・支援(子育て支援課・幼保運営課)
- 地区組織・人材育成の仕組みづくり(健康課・市民活動推進課)
- 子どもの体験活動等に関わる団体等への支援(市民活動推進課)

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育・未移行幼稚園等の施設を利用した場合に給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
 - 幼稚園・保育所・認定こども園
 - 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- 子どものための現金給付
 - 児童手当
- 子育てのための施設等利用給付
 - 未移行幼稚園・認可外保育施設等

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
- 時間外保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 一時預かり事業

- 妊婦健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業
- 養育支援訪問事業等
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《教育・保育施設》

《認定こども園 4 類型》

幼稚園（3～5歳）

〈小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設〉

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

保育所（園）（0～5歳）

〈保育を必要とする子どもに対し、保育（養護と教育）を行う施設〉

利用時間

原則 8 時間(就労などの状況により最長 11 時間) の保育※のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施

※保育とは、養護と教育を一体的に行うことをいう。

利用できる保護者：共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

認定こども園（0～5歳）

〈幼稚園と保育所の機能や特長を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設〉

0～2歳

利用時間原則 8 時間（就労などの状況により最長 11 時間）の保育のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施

利用できる保護者：共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

3～5歳

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則 8 時間（就労などの状況により最長 11 時間）の保育や、園によっては時間外（延長）保育を実施

利用できる保護者：制限なし

★保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます。

★保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

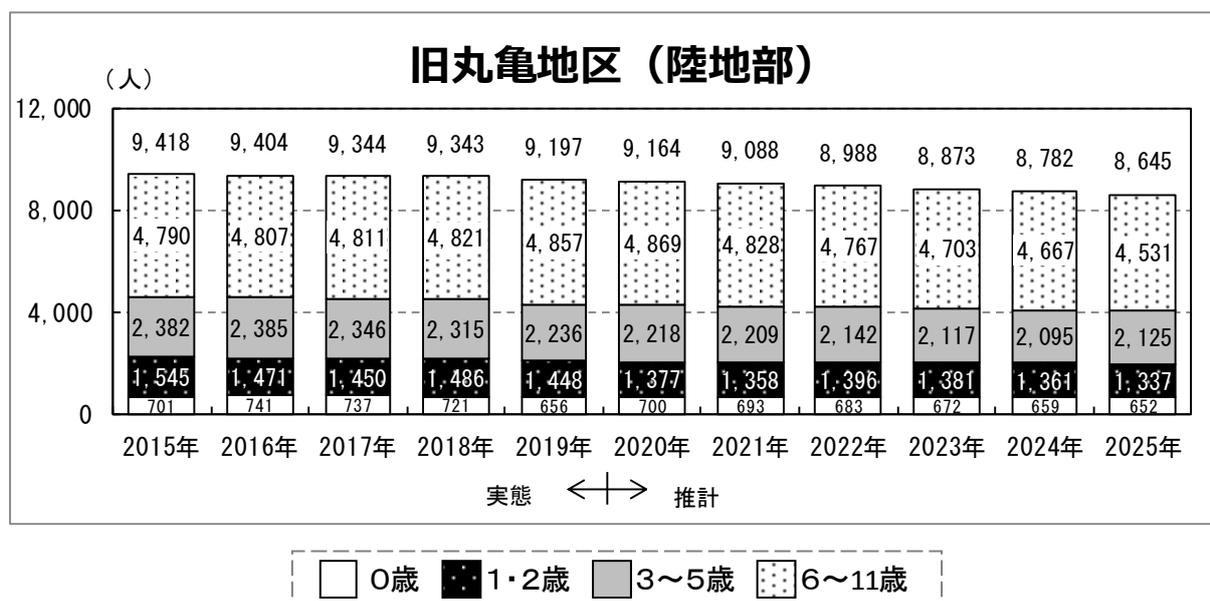
本市では、これまで中学校区を一つの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきており、第1期計画においては、幼稚園・保育所(園)から小・中学校への連携を重視し、東中学校区・西中学校区・南中学校区・綾歌中学校区・飯山中学校区・島しょ地域の6区域と設定していました。

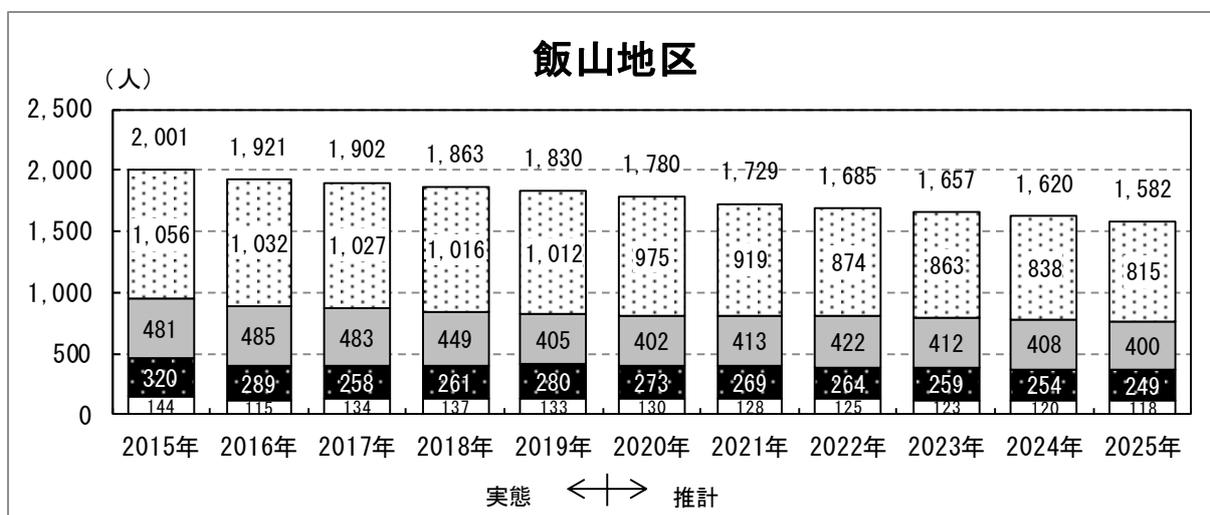
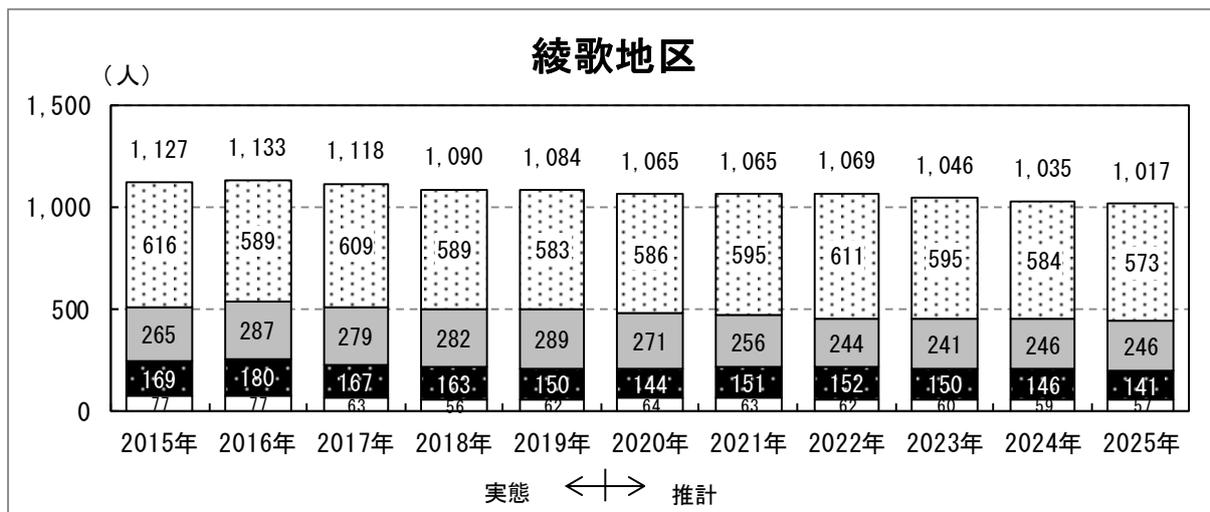
この計画(第2期計画)においては、待機児童をはじめ様々な課題を検討する上で、ある程度大きくくりで需給バランスを検討する観点から、旧丸亀市区の3つの中学校区を1つに統合し、4つの教育・保育提供区域を設定します。また、島しょ地域は、教育・保育施設の利用人数が極端に少ないことが見込まれるので、前回に引き続き量の見込みと確保方策には含まないこととします。なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に丸亀市全域で1つの区域とします。

(2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別の人口推計は、以下のとおりとなっています。

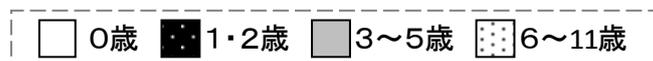
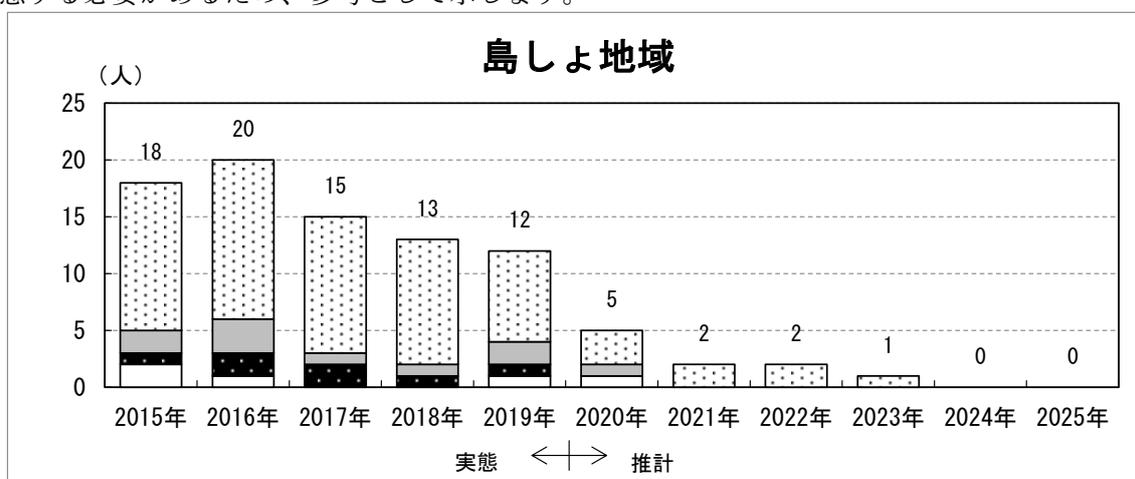
中学校区別(区域別)子どもの人口の推移





<参考>

離島については、男女別各歳別人口が極めて少なく、推計人口については誤差が大きいことに注意する必要があるため、参考として示します。



(3) 教育・保育提供区域の状況

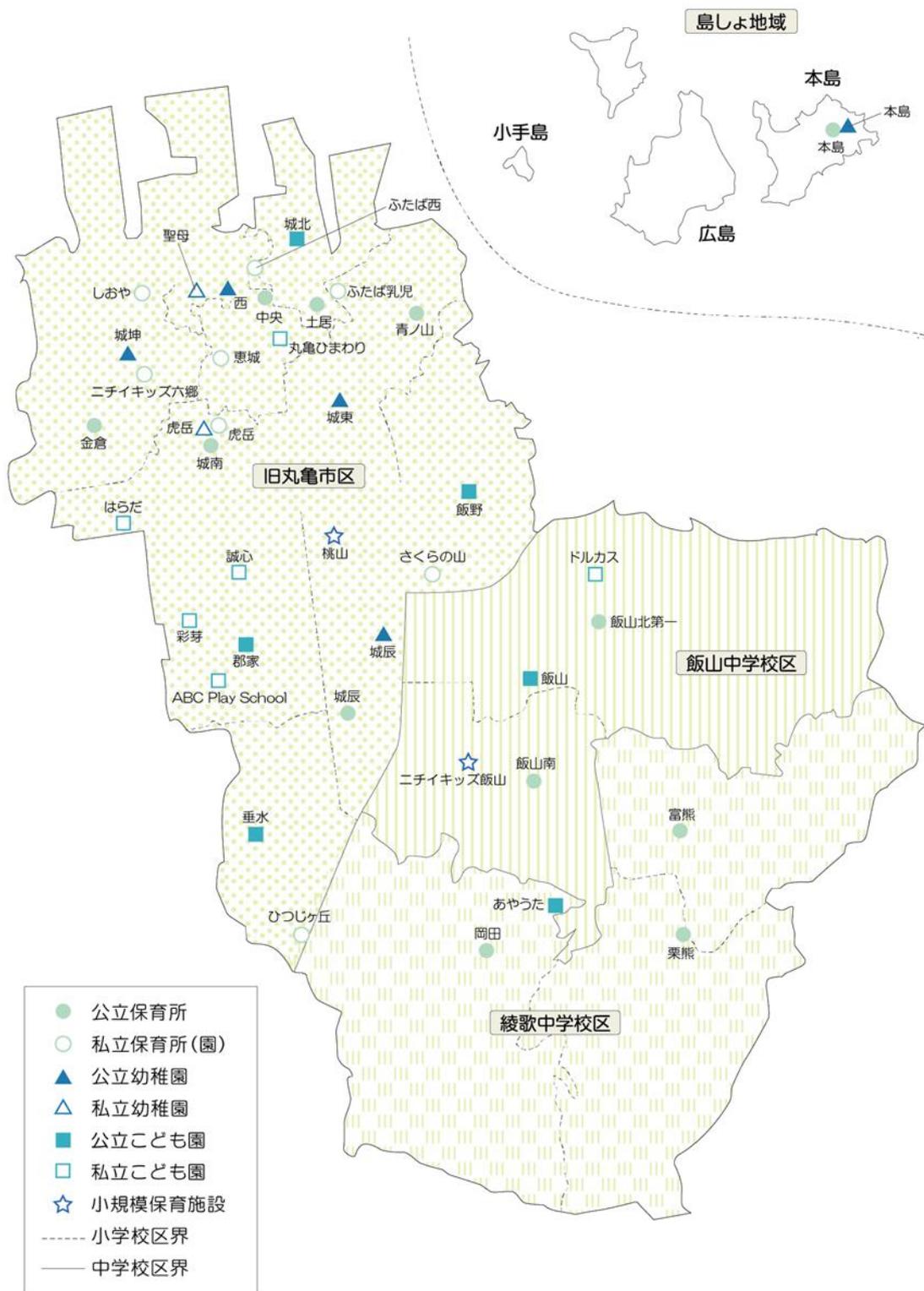
- 国の基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟に子どもを受入れ可能な施設であることを踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとされています。
- 本市の幼稚園・保育所（園）・こども園の配置をみると、旧丸亀市区の中心市街地周辺に集中して立地しています。長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。また、綾歌中学校区、飯山中学校区においては、認定こども園が増えてきていますが、特別保育（乳児保育など）を希望する家庭にとって、施設の選択が難しい状況があります。

■教育・保育提供区域別施設の充足状況

区域	幼稚園(令和元年5月1日)				保育所(平成31年4月1日)				認定こども園(平成31年4月1日)			
	施設数(か所)	定員総数(人)	3～5歳人口(人)	3～5歳人口に対する割合(%)	施設数(か所)	定員総数(人)	0～5歳人口(人)	0～5歳人口に対する割合(%)	施設数(か所)	定員総数(人)	0～5歳人口(人)	0～5歳人口に対する割合(%)
旧丸亀市区	6	1,190	2,236	53.2	13	1,750	4,340	40.3	8	1,460	4,340	33.6
綾歌中学校区	0	0	289	0	3	270	501	53.9	1	160	501	31.9
飯山中学校区	0	0	405	0	2	300	818	36.7	2	410	818	50.1
島しょ地域	1	65	2	-	1	30	4	-	0	0	4	-

注記：人口は平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



※休所中の保育所を除く

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分対象者

- 1号認定満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性がない子ども）
- 2号認定満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ 1 に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号認定満3歳未満で、「保育の必要な事由」※ 1 に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）

«※1 保育の必要な事由»

就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。
- アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、従って2号認定（満3歳以上で保育を必要とする子ども）については、幼稚園の利用希望が強いものを分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準や子ども一人当たりの面積要件などが異なるため、分けて量を見込みます。

(3) 量の見込みと確保方策（島しょ地域を除く）

【量の見込みと確保の内容の算出】

- 量の見込みと確保の内容については、国から示された「算出の手引き」等に基づいて算出しています。量の見込みは地域の実情も踏まえて、確保の内容は配置基準を満たす保育士の確保を前提に、施設の利用定員ベースで算出しています。

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
① 必要 利用 定員 量 の 見 込 み	1号認定	1,070 (1,070)	1,045 (1,045)	986	982	958	945	937
	2号認定（幼稚園）							
	計							
② 確 保 の 内 容	幼稚園 （特定教育・保育施設）	625	625	625	625	625	625	625
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	730	730	750	750	750	750	750
	確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	370	370	370
	計	1,725	1,725	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
②－①		655	680	759	763	787	800	808

※令和1年の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み（必要利用定員） 2号認定（保育所）		1,756 (1,738)	1,797 (1,789)	1,803	1,794	1,750	1,727	1,714
② 確 保 の 内 容	保育所（園） （特定教育・保育施設）	1,342	1,342	1,449	1,449	1,449	1,449	1,449
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	799	799	847	855	862	862	874
	計	2,141	2,141	2,296	2,304	2,311	2,311	2,323
②－①		385	344	493	510	561	584	609

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		150 (134)	366 (272)	335	330	325	320	313
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	235	235	253	253	253	253	253
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	107	107	131	131	131	131	131
	地域型保育事業	12	12	12	12	12	12	12
	計	354	354	396	396	396	396	396
②－①		204	▲12	61	66	71	76	83

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		1,188 (1,048)	1,221 (1,096)	1,218	1,207	1,230	1,215	1,196
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	764	764	802	802	802	802	802
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	394	394	427	429	432	432	430
	地域型保育事業	26	26	26	26	26	26	26
	計	1,184	1,184	1,255	1,257	1,260	1,260	1,258
②－①		▲4	▲37	37	50	30	45	62

【教育・保育提供区域別】 旧丸亀地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	865 (865)	855 (855)	797	794	774	764	757
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	625	625	625	625	625	625	625
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	423	423	443	443	443	443	443
	確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	370	370	370
	計	1,418	1,418	1,438	1,438	1,438	1,438	1,438
②－①		553	563	641	644	664	674	681

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定（保育所）		1,314 (1,299)	1,333 (1,328)	1,348	1,341	1,308	1,291	1,281
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	998	998	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	611	611	659	667	674	674	686
	計	1,609	1,609	1,764	1,772	1,779	1,779	1,791
②－①		295	276	416	431	471	488	510

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		119 (106)	290 (216)	265	261	257	253	247
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	187	187	205	205	205	205	205
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	82	82	106	106	106	106	106
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	275	275	317	317	317	317	317
②－①		156	▲15	52	56	60	64	70

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		937 (819)	956 (851)	971	966	984	974	960
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	586	586	624	624	624	624	624
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	344	344	377	379	382	382	380
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13	13
	計	943	943	1,014	1,016	1,019	1,019	1,017
②－①		6	▲13	43	50	35	45	57

【教育・保育提供区域別】 飯山地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	133 (133)	124 (124)	123	122	119	117	116
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	202	202	202	202	202	202	202
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	202	202	202	202	202	202	202
②－①		69	78	79	80	83	85	86

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定（保育所）		251 (250)	263 (262)	259	258	252	248	247
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	187	187	187	187	187	187	187
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	133	133	133	133	133	133	133
	計	320	320	320	320	320	320	320
②－①		69	57	61	62	68	72	73

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		22 (20)	54 (40)	50	49	49	48	47
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	21	21	21	21	21	21	21
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	25	25	25	25	25	25	25
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	52	52	52	52	52	52	52
②－①		30	▲2	2	3	3	4	5

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		166 (152)	173 (160)	160	155	158	154	150
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	92	92	92	92	92	92	92
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	50	50	50	50	50	50	50
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13	13
	計	155	155	155	155	155	155	155
②－①		▲11	▲18	▲5	0	▲3	1	5

【教育・保育提供区域別】 綾歌地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	72 (72)	66 (66)	66	66	65	64	64
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	105	105	105	105	105	105	105
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	105	105	105	105	105	105
②－①		33	39	39	39	40	41	41

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定 (保育所)		191 (189)	200 (199)	196	195	190	188	186
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	157	157	157	157	157	157	157
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	55	55	55	55	55	55	55
	計	212	212	212	212	212	212	212
②－①		21	12	16	17	22	24	26

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		9 (8)	22 (16)	20	20	19	19	19
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	27	27	27	27	27	27	27
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	27	27	27	27	27	27
②－①		18	5	7	7	8	8	8

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		85 (77)	92 (85)	87	86	88	87	86
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	86	86	86	86	86	86	86
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	86	86	86	86	86	86	86
②－①		1	▲6	▲1	0	▲2	▲1	0

(4) 教育・保育に係る計画の進行管理

計画期間中においては、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、次のとおり定期的に検証や見直しを行います。



毎年度

【需給バランスの分析】

施設の利用希望の状況や保育の必要性の認定数、また、実際の受入状況など、需給バランスの分析を行います。

【審議会における進行管理】

丸亀市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況等の点検・評価・見直しなどの進行管理を行います。

中間年（令和4年度）

【計画の見直し】

第二期計画3年目において、この計画に記載した内容について、毎年度の分析による課題などを踏まえ、計画後半部分（令和5年度以降）の見直しを行います。

(5) 施設管理計画

① これまでの経緯

- 第1期計画においては、「既に改築などが進められている施設を除き、基本的にはこの5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していくこと」「老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備すること」とされました。
- その後、平成29年度の計画の中間見直しにおいては、「当初計画の考え方を継続していくこと」そして「現在進んでいる大手町4街区の再編整備との整合性を持つこと」とされています。

② 今後5年間の基本的な考え方

ア 中央保育所と西幼稚園について

- 「大手町地区4街区再編整備構想」（平成30年11月）において、中央保育所再編のあり方については、「大手町地区4街区外に建設適地を選定し、移転することが望ましい」とされました。
- しかしながら、今後の就学前児童の減少や移転に係る経費、適地の選定などを総合的に勘案すると、単独での移転は非常に厳しい状況にあると考えられます。

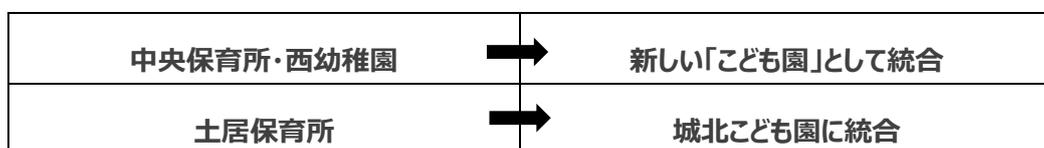
- 一方、西幼稚園は園児の減少や老朽化、さらには増加する外国籍の子どもへの対応などの課題があります。
- 中央保育所と西幼稚園はいずれも、平成 28 年度に耐震補強を実施し、当面の安全を確保していますが、施設の老朽化という課題を解消するものではありません。
- このような状況から本市では、西幼稚園の敷地内に中央保育所を移転し、新たな認定こども園として統合・整備することを基本的な考え方として検討を進めています。
- この基本的な考え方は、本市中心市街地における公立の就学前教育・保育施設の確保などの課題を解消するものとなります。

イ 土居保育所について

- 土居保育所は園児の減少や施設の老朽化という課題を抱えています。また、近隣に城北こども園が立地しており、エリアの状況として需要に比較して供給が過多という状況になっています。
- そこで、土居保育所を適切な時期に城北こども園に統合する方向で検討を進めています。

ウ その他

- この 2 園以外にも園児の減少や老朽化等により、近々、今後のあり方の検討が必要な就学前教育・保育施設が存在すると考えられます。本市では、施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続けていきます。
- 特に今後は、民間活力の効果的な導入も大きな課題であり、市と協定を締結した法人が運営する「公私連携型保育所」も含め様々な民営化への移行形態についても研究していきます。



(6) 外国につながる幼児への支援・配慮（新）

- 本市においても国際化の進展により、外国籍の子どもや幼少期を外国で過ごした子どもなど、特別な支援・配慮を必要とする「外国につながる幼児」が増加傾向にあると考えられます。
- 特に城乾校区においては外国につながる子どもの増加が見込まれており、就学前教育・保育施設と城乾小学校の切れ目のない連携体制を構築する必要があります。
- 今後は、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- また、小中学校における日本語適応支援教室として城乾小学校で実施している日常の日本語を指導する「にほんご教室」や城乾小学校ほか市内の小中学校で実施している学習言語の習得などをめざす「こくさい教室」の取組を今後も継続していきます。
- その他、民間における外国人支援の様々な取組と連携し、必要に応じた支援を実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【事業実施施設（青い鳥教室を除く）】



量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、「算出の手引き」による量の見込みが実態と大きく乖（かい）離する場合は、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

（１）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業で、現在、公立保育所２か所、私立保育園１１か所、小規模保育施設２か所の計１５か所で１１時間を超えた時間外（延長）保育を実施しています。

■量の見込み・確保方策

		平成 30 年 ※(2018 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
①量の見込み (必要量)	利用 実人数	535	600	600	600	600	600
	延べ 利用日数	13,465	15,800	15,800	15,800	15,500	15,500
②確保量	利用 実人数	535	600	600	600	600	600
	延べ 利用日数	13,465	15,800	15,800	15,800	15,500	15,500
確保の内容 (11時間を超える時間外 保育の実施施設数)		15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
②－①		0	0	0	0	0	0

※平成 30 年は実績（以降、令和元年も同様）

今後の方針
利用者の希望に沿うように、受入れ先を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業で、現在 31 か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

		令和元年 ※(2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
① 量の見込み (必要量)	1年生	372	362	352	362	374	374
	2年生	361	383	373	363	374	386
	3年生	317	312	331	323	313	323
	4年生	244	253	249	264	257	250
	5年生	143	147	152	150	159	155
	6年生	68	70	72	75	74	78
	計	1,505	1,527	1,529	1,537	1,551	1,566
②確保量 ※児童1人当たり の専用面積が1.65 ㎡の場合	1,420	1,474 郡家：54	1,502 城坤：28	1,550 城南：48	1,566 城北：16	1,566	
確保の内容 (実施教室数)	31か所	32か所	32か所	33か所	34か所	34か所	
②-①	▲85	▲53	▲27	13	15	0	

今後の方針

受入れ対象の拡大以後、利用児童数が増加傾向にありましたが、社会状況の変化や総人口の変動により、今後は、地域ごとに利用児童数に大きな差が出ることを予想されます。条例には設備の基準を、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする」と定めており、弾力的な運用により全ての児童を受入れしていますが、今後、増加傾向が継続する見込みの地域については、設備の基準を下回らないよう、更なる受入れ環境の改善を進めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業で、現在「亀山学園」「神愛館」「丸亀おひさま荘」の3か所に委託して実施しています。

(3) - 1 ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育ができなくなった子どもを児童養護施設などで預かる事業で、7日間を限度に利用可（宿泊を伴う）です。

(3) - 2 トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業で、2か月を限度に利用可です。

■量の見込み・確保方策

		平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
ショートステイ	①量の見込み (必要量)	162	150	150	150	150	150
	②確保量	162	150	150	150	150	150
トワイライトステイ	①量の見込み (必要量)	36	35	35	35	35	35
	②確保量	36	35	35	35	35	35
確保の内容 (実施施設数)		3	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0	0

今後の方針

利用者の希望に沿うように、3施設の中で受入れ先を確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業で、現在子育て支援課で7か所、幼保運営課で6か所実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	49,583	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
②確保量	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
確保の内容 (実施施設数)	13	13	13	13	13	13
②-①	417	0	0	0	0	0

今後の方針

利用者のニーズに沿った運営を継続し、親子の集いの場としての機能を担っていきます。

(5) 一時預かり事業

(5) - 1 幼稚園型

幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な保育を行う事業。現在、私立幼稚園2か所（城南虎岳幼稚園・聖母幼稚園）で実施しています。

■【幼稚園型】量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	25,692	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
②確保量	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
確保の内容 (実施施設数)	2	2	2	2	2	2
②-①	3,308	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、私立幼稚園2園での実施を支援します。

平成30年度より、市内の7つの公立幼稚園で在園する1号認定児を対象とした一時預かりを実施しています。

■【公立幼稚園等が実施している一時預かり】量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	963	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保量	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の内容 (実施施設数)	8	7	7	7	7	7
②-①	37	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、全公立幼稚園等で実施します。

(5) - 2 幼稚園型以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所（園）などで受け入れ、保育を行う事業で、現在、公立保育所3か所、私立保育園4か所、NPO法人1か所の計8か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	6,489	10,503	10,426	10,332	10,191	10,065
②確保量	6,489	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保の内容 (新たに開設する区域)	8	10	10	10	10	10
②-①	0	497	574	668	809	935

今後の方針

一時預かりへの希望が多いため、新たに2か所を追加し事業を実施します。

(6) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業で、現在1か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	1,291	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保量	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保の内容 (市内実施施設数)	1	2	2	2	2	2
②-①	209	200	200	200	200	200

今後の方針

近隣の市町に病児保育施設が開設されたことで、利用者数が横ばいとなっています。引き続き必要な支援を行っていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業で、現在、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施しています。

■量の見込み・確保方策

		平成 30 年 ※(2018 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
①量の見込み（必要量）	就学前	619	770	770	770	770	770
	小学生	341	430	430	430	430	430
	計	960	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保量	活動件数	960	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	まかせて 会員	214	250	250	250	250	250
②－①		0	0	0	0	0	0

今後の方針

今後、利用者数増が予想されるので、まかせて会員についても引き続き広報活動を行っていきます。

(8) 利用者支援事業

児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業で、現在2か所で実施しています。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、母子保健型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があります。

■量の見込み・確保方策

		令和元年 ※(2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
基本 型・特定 型	①量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	0	0	0	0	0	0
母子保 健型	①量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、2か所での実施を継続します。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成 30 年 ※(2018 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
①量の見込み(必要量)	10,012	10,525	10,396	10,231	10,055	9,855
②確保量	10,012	10,525	10,396	10,231	10,055	9,855
確保の内容(実施体制)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 県外医療機関受診の場合は償還払い対応					
②－①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状で提供体制は確保できています。
- 母子保健手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。
- 関係機関と助産師が連携を図り、情報共有しながら支援していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	827	895	884	876	855	838
②確保量	827	895	884	876	855	838
確保の内容(実施体制)	香川県助産師会に委託、又は丸亀市健康課の保健師が訪問					
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状では提供体制は確保できています。
- 乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い保護者の育児不安の軽減に努めます。
特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も支援しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	35	45	44	43	43	42
②確保量	35	45	44	43	43	42
確保の内容(実施体制)	健康課が実施する事業については、香川県助産師会に委託、または丸亀市健康課の保健師が訪問。					
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状では、提供体制が確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。
- 乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や西部子どもセンター(児童相談所)、医療機関等との緊密な連携が不可欠となることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降の子どもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	14	75	75	75	75	75
②確保量	14	75	75	75	75	75
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、所得の低い世帯等に対し支援が行えるよう、財源を確保した上で取り組んでいきます。なお、給食費については、子育て世代の負担軽減のため市単独事業にて所得の低い世帯等だけでなく、市内に在住する全ての子どもについて助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(13) - 1 巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行っています。

(13) - 2 特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助しています。

今後の方針

第1期計画と同様に量の見込みは算出せず、事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

① 「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用

- 幼稚園・保育所・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性を踏まえ、どの施設であっても統一した考えのもと、教育・保育が展開されることが大切です。
- そのため、本市において『丸亀げんきっ子夢プラン』を作成し、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念のもと、幼児との生活を展開していくように努めていきます。
- 『丸亀げんきっ子夢プラン』においては、教育内容や子育て支援の充実を図り、また幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、地域社会との連携を図りながら、未来を担う子どもたちの生きる力を育てていくことを目指しています。

② 研修や人事交流のあり方

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、就学前の教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修、人事交流などを推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、研修に参加しやすい職場環境の改善を行いながら教育・保育従事者の資質の向上を図ります。

③ 配慮を必要とする子ども等への対応

- すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

④ その他

- 公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。

(2) 認定こども園についての基本的な考え方

- 今後は、保護者の就労状況などに関わらず、個々のニーズに応じた多様な保育環境を整備し、保護者の主体的な選択に応じていく必要があります。また、新たな施設の整備に際しては地域や事業者の理解を得ることや保育士等の労働環境に配慮していくことも求められます。
- 認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられており、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は、利用者の視点も考慮しながら認定こども園も含めて最適な施設のあり方について検討を行います。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の待機児童等が発生するなど受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、改築規模などを考慮し検討します。
- 私立の既存施設からの移行を打診された場合は、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供するなど、本市として全面的に協力して最適な施設配置を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。
- 本市では、3歳未満児を中心に待機児童が発生していることから、新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ情報提供を行います。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続が図られるよう努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適應できるように幼稚園や保育所等で5歳児を対象に実施する「アプローチカリキュラム」と小学校で新入生を対象に実施する「スタートカリキュラム」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が連携した取組を行います。そして、公立私立の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）が始まっています。本市では、対象となる幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行うなどして、施設等利用給付を円滑に実施していきます。
- 本市独自の事業として、幼児教育・保育の無償化に加えて3~5歳児の給食費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

6 保育人材の確保及び定着支援（新）

（1）本市の現状

- 本市においては、未だに待機児童が発生しており、保育の量を確保するうえでの大きな課題となっています。（待機児童数の推移は 19 p 参照）
- 待機児童の解消に向けては施設面の充実を進めることも大切ですが、本市においては施設の利用定員を満たすだけの保育士を確保できておらず、これが待機児童発生 of 大きな要因となっています。このため、今後は保育人材確保のための施策を着実に進めていくことが強く求められています。
- 保育士の離職率は、国の調査によると毎年 10% を超えており、その原因としては給与等への不満、仕事量への不満、休暇がとれない、職員や保護者との関係の難しさ、理想の保育士像とのギャップ等が挙げられます。本市においても、これらの理由で離職に至るケースが見られます。

（2）本市の取組み

① 保育士就職準備金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務することになっているものに、就職に必要な経費を 300,000 円を上限に貸し付けるものです。
- 継続して 3 年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となります。
- 本制度は平成 30 年度にスタートしたもので、令和 2 年度以降、潜在保育士を対象に加え、引き続き実施していきます。

② 保育士修学資金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費を月額 30,000 円以内を貸し付けるものです。
- 継続して 3 年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となります。
- 本制度は令和元年度にスタートしたもので、令和 2 年度以降も引き続き実施していきます。

③ 保育士等人材バンク制度

- 保育士の資格を持っておられるにもかかわらず、実際には保育士として働いていない方もおられます。本市では、このようないわゆる潜在保育士の方々に本市独自の人材バンクにご登録いただき、就職・復職をめざす方とのマッチングを支援していきます。

- 単に登録を待つのではなく、香川短期大学との協働事業として保育士資格を有する卒業生の情報を活用し、登録を働きかけていきます。
- 本制度は令和元年度にスタートしたもので、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

④ 私立園に対する人件費補助制度

- 保育士一人当たり月額 3,000 円の人件費補助を実施し、私立園の保育士に対する処遇改善を図り、保育士確保につなげています。
- 本制度は平成30年度にスタートしたもので、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

⑤ 保育士の定着支援のための取組

- 保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスをを行うなど、新規採用保育士・若年保育士のサポートにあたっています。
- 保育士の事務負担を軽減するため、平成30年度より事務補助員の配置を行っており、現在、11名が配置されています。また、関係職員の話し合いで事務書類の軽減や行事の見直しを行うなどしています。
- 令和元年度から新人保育士へのカウンセラーによる面談を実施するなど、保育士の悩み等に対応しています。
- 担任保育士の雑務を軽減するため、保育士補助員の配置を進めており、将来的には1園に1人の配置をめざしています。また、同様の補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、国の保育体制強化事業を活用して当該補助員に係る人件費の一部を補助します。

⑥ その他の取組

- 上記以外にも、保育士確保のための取組は、随時、必要に応じて実施していきます。また、幼稚園教諭や保育教諭についても引き続き定着支援のため、保育士に準じた様々な取組みを実施していきます。

第7章 子どものひかり計画

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

子どもの貧困対策については、平成24年に国における子どもの貧困率が16.3%と過去最高を記録したことを受けて、国において平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年度には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

この大綱においては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」「全体的子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされ、10の基本的な方針、25の指標、そして6つの指標の改善に向けた当面の重点施策が掲げられました。

その後、平成27年の国の貧困率は13.9%と前回調査と比較して2.4ポイントの改善が見られましたが、依然として子ども7人のうち1人が平均的な生活水準のほぼ半分以下で暮らしているという状況にあります。

こういった状況を受け、「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月7日に施行されました。主な改正内容としては、目的・基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等などとなっており、これに沿って国では新しい大綱の策定も行われました。

本市におきましては、平成28年度に市長を本部長とする「子どもの貧困対策本部」を設置したほか、平成29年度には「こども未来計画」の中間見直しにおいて子どもの貧困対策計画を「子どものひかり計画」として新たに策定いたしました。

今般、第2期「こども未来計画」の策定に当たり、国の法律改正や大綱策定も踏まえ、「子どものひかり計画」を改正するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」に位置づけられます。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「子ども・子育て会議」の審議を経て市長への答申を行うほか、「子どもの貧困対策本部」などでの庁内の意見の集約を図ります。

(4) 計画の基本的な考え方<基本理念>

基本理念は、中間見直しに引き続き「すべての子どもが希望をもって明るく育つまち」とします。

(5) 計画の推進体制

「子ども・子育て会議」や「子どもの貧困対策本部」などでの進行管理を行います。

2 本市の子どもの状況

ここでは、平成30年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」から小学生に関するデータを抜粋する形で、本市の子どもの家庭の経済状況に基づく傾向について分析を加えています。なお、アンケート調査の結果は本市のホームページでご確認いただけます（題名横のページ番号はアンケートのページを示しています）。

アンケート調査をもとに行った分析

本市が分析した、世帯の年間収入（就労収入のほかすべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」とするのみでなく、相関分析をおこなうことにより、所得による傾向を分析しました。なお、等価可処分所得で相関係数を算出してみても、結果はほぼ大差はありませんでした。

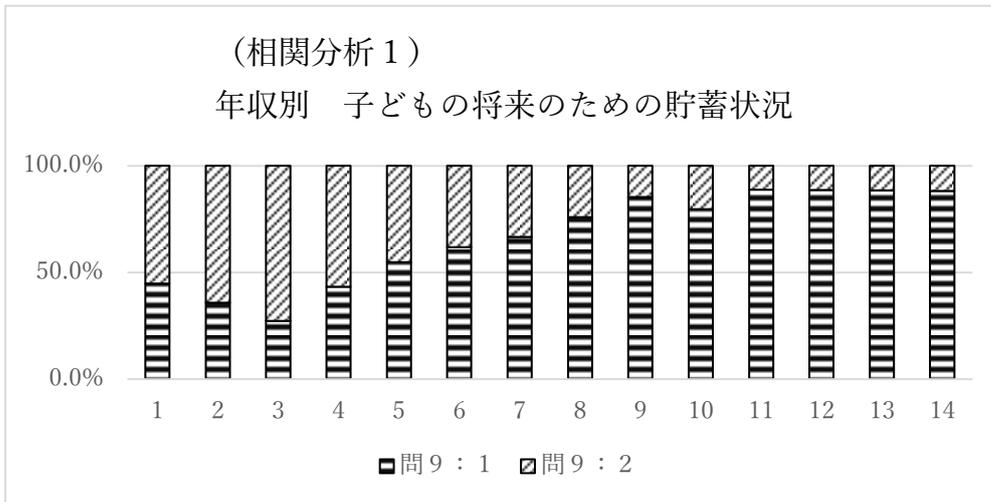
相関分析とは

2種類のデータの関係を相関係数という指標を用いて、分析する手法のこと。一方の値が増加するともう一方の値が増加することを「正の相関」、もう一方の値が減少することを「負の相関」という。一般的に相関係数の値（ r ）が $0.2 \leq r \leq 1$ の場合は正の相関、 $-0.2 \leq r \leq 0.2$ の場合はほとんど相関がない、 $-1 \leq r \leq -0.2$ の場合は負の相関とされています。

以後に記載する相関分析グラフ（相関分析1などと記載）は、アンケート調査を行った就学前・小学生・中学生の中でも基礎的な学習能力と生活習慣に獲得を身に着ける小学生の数値に着目し、分析を行っています。グラフ横軸の1～14は世帯所得を示しています。

1：50万円未満	2：50～100万円未満	3：100～150万円未満
4：150～200万円未満	5：200～250万円未満	6：250～300万円未満
7：300～400万円未満	8：400～500万円未満	9：500～600万円未満
10：600～700万円未満	11：700～800万円未満	12：800～900万円未満
13：900～1,000万円未満	14：1,000万円以上	

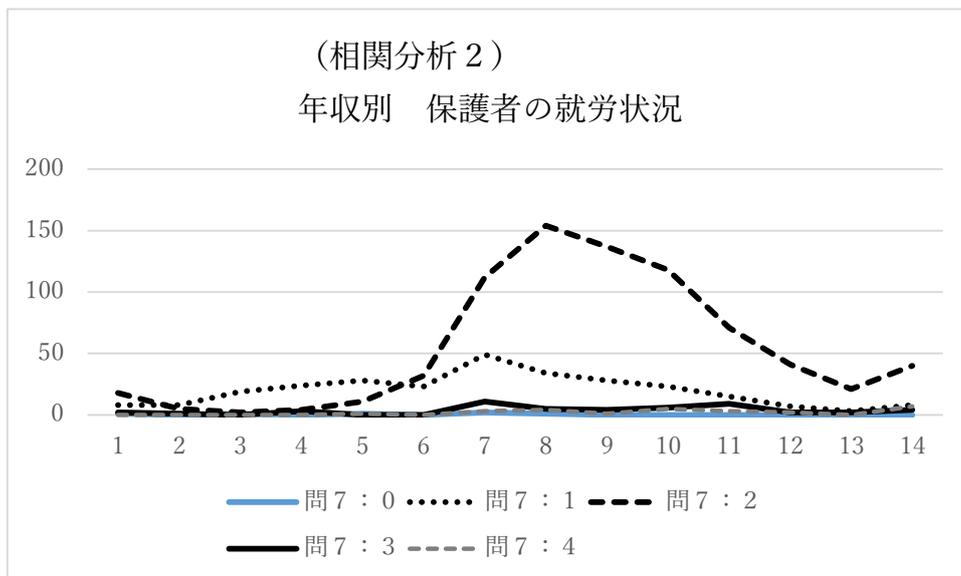
(1) 年収別子どもの将来のための貯蓄状況 (99 p)



「1：貯蓄している」「2：貯蓄したいが、できていない」「3：貯蓄するつもりはない」のうち、3を回答した人は一名なので、除外しています。

データの結果、年収200万円未満の集団と年収500万円以上の集団は、それぞれあまり大差なく、200～500万円の間で徐々に貯蓄の状況が上がっている傾向があると考えられます。

(2) 年収別保護者の就労状況 (11 p)



「0：正社員・正規職員」「1：嘱託・契約社員・派遣職員」「2：パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」「3：自営業」「4：その他」

様々な就労形態のうち、特に「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」においては世帯の年収が400～500万円未満が多い傾向が見て取れます。

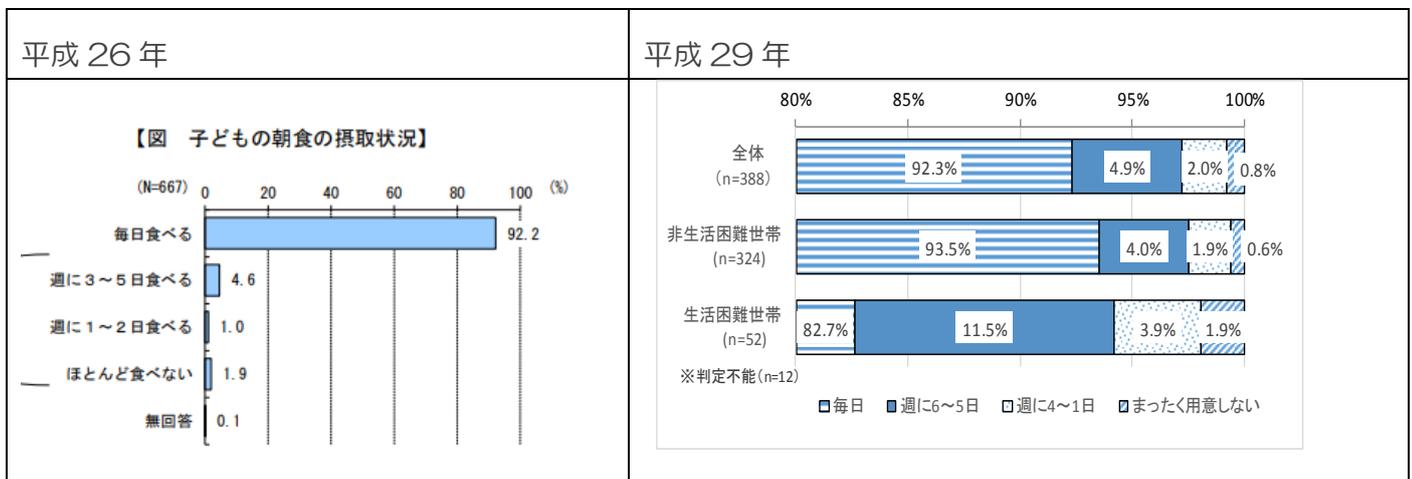
貯蓄に関し、小学生の保護者のグラフを見る限り、働いている人数（正規か非正規かは問わない）と世帯年収とはあまり関係しない模様だが、統計的には、働いている人数が多いほど、世帯年収が高くなる傾向があります（ $r=.267$ ）。一方で、働いている人数が多いほど、一人当たりの年収は低くなる傾向があります（ $r=-.399$ ）。家庭内のそれぞれの年収が低いほど、お互いを補い合うために働き手が増える傾向が強いと考えられます。

(3) 年収別子どもが毎日朝ごはんを食べる割合 (100p)



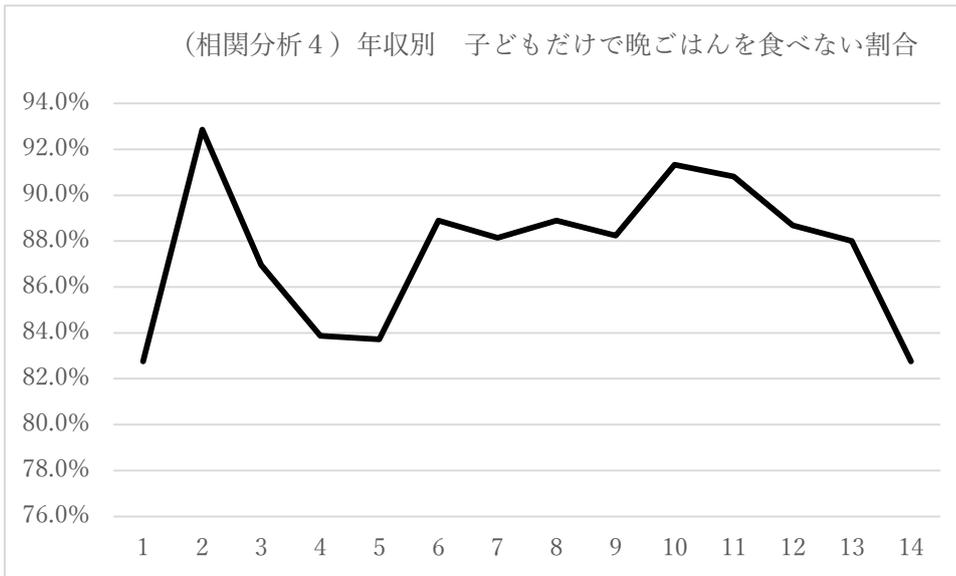
世帯年収が低いほど、朝ごはんを毎日食べない傾向がわずかにありました（ $r=.110$ ）。

なお、毎日朝ごはんを食べない家庭の理由のほとんどは、「時間がないから」「子どもの食欲がないから」であり、経済的な理由を挙げる家庭はあまり見られない結果となりました。



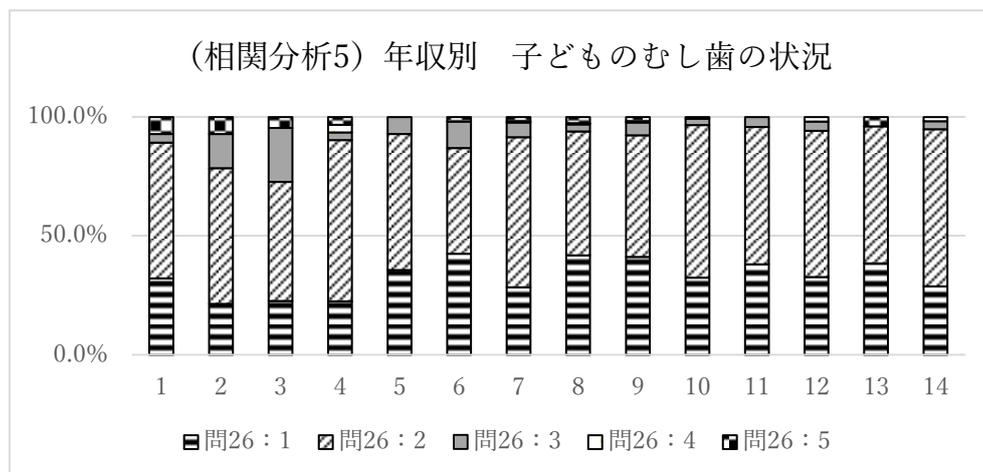
朝食の頻度については、「毎日食べる」が平成26年92.2%、平成29年92.3%（生活困難世帯では、「6～5日」と回答した世帯の割合が高く、「毎日食べる」が82.7%）、平成30年調査では生活困難世帯は、就学前、小学生、中高生のいずれも「ほぼ毎日食べる」が90%未満で、非生活困難世帯の比率を下回っており、生活困難世帯の中高生は「ほぼ毎日食べる」以外の回答率（欠食率）が20.2%となっています。生活困難世帯の欠食率は引き続き高い傾向にあります。

（４）年収別子どもだけで晩ごはんを食べない割合（101p）



子どもだけで晩ごはんを食べるいわゆる「孤食」と世帯の年収には、大きな関係がないことが見て取れます。

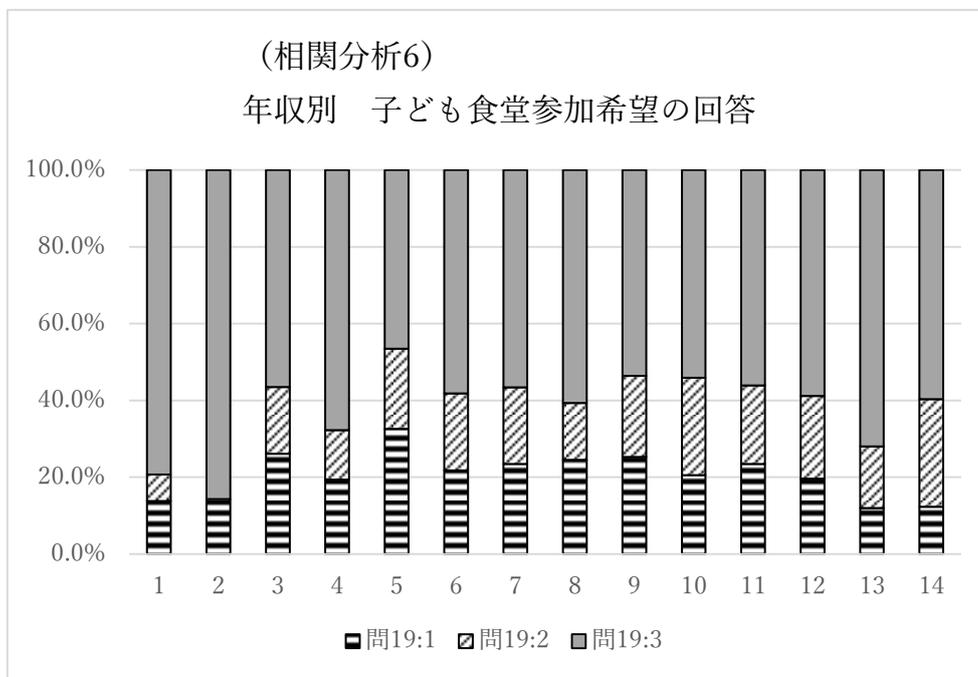
（５）年収別子どものむし歯の状況（103p）



「1：まったくない」「2：あるが、すべて治療中または治療済み」「3：治療していないむし歯が1～3本ある」「4：治療していないむし歯が4本以上ある」「5：わからない」

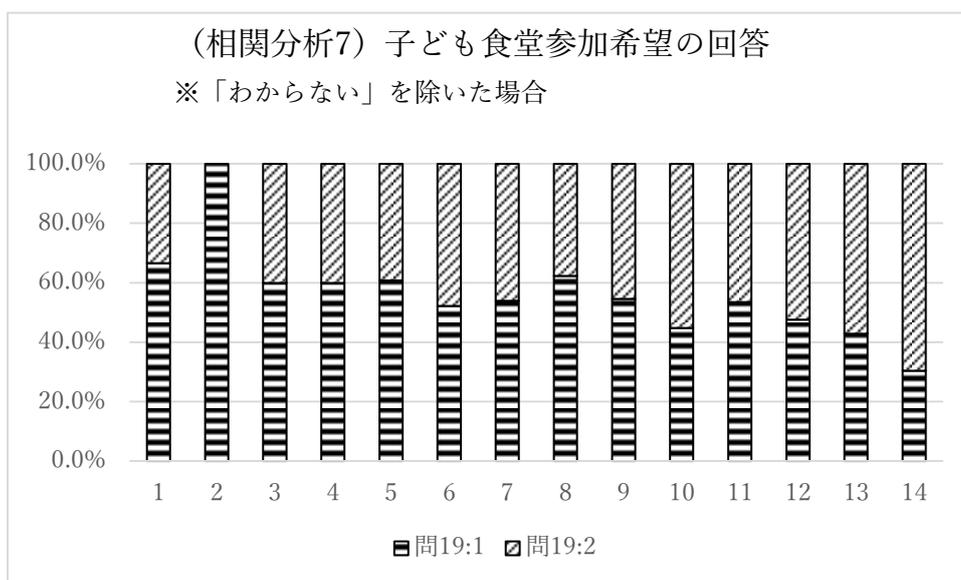
2と3の治療していないむし歯があるに着目すると、所得が低い世帯の子どもほど割合が高い様子が見がえられます。

(6) 年収別子ども食堂の参加希望について (104 p)

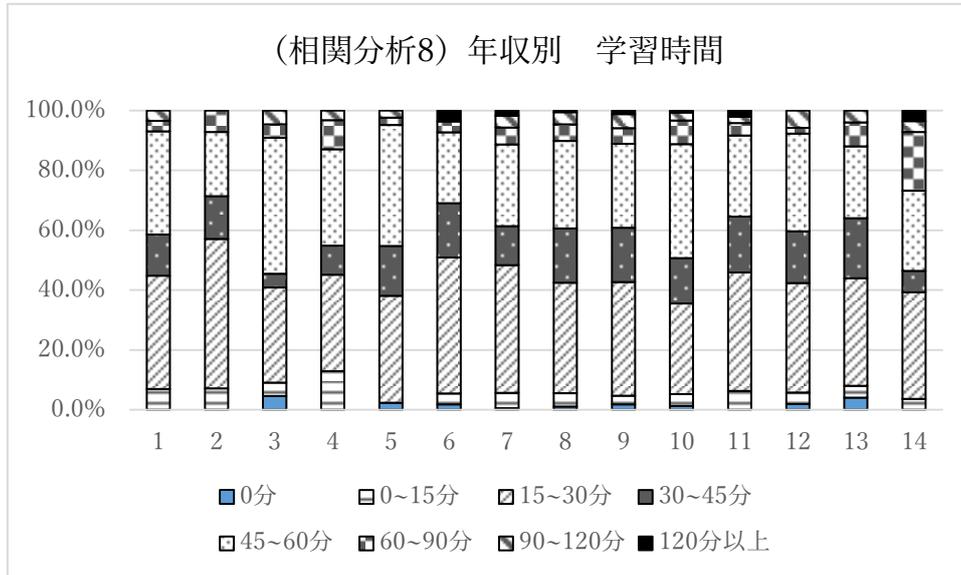


「1：利用したい」「2：利用したくない」「3：わからない」

どの年収帯を見ても、「わからない」の回答が多数を占めているため、まずは子ども食堂を広く知ってもらうところから始めるべきと考えます。なお、「わからない」を除いて集計しなおすと相関分析7のグラフになります。僅かながら、世帯年収が低くなるほど利用したいという回答が多い様子が見られます。

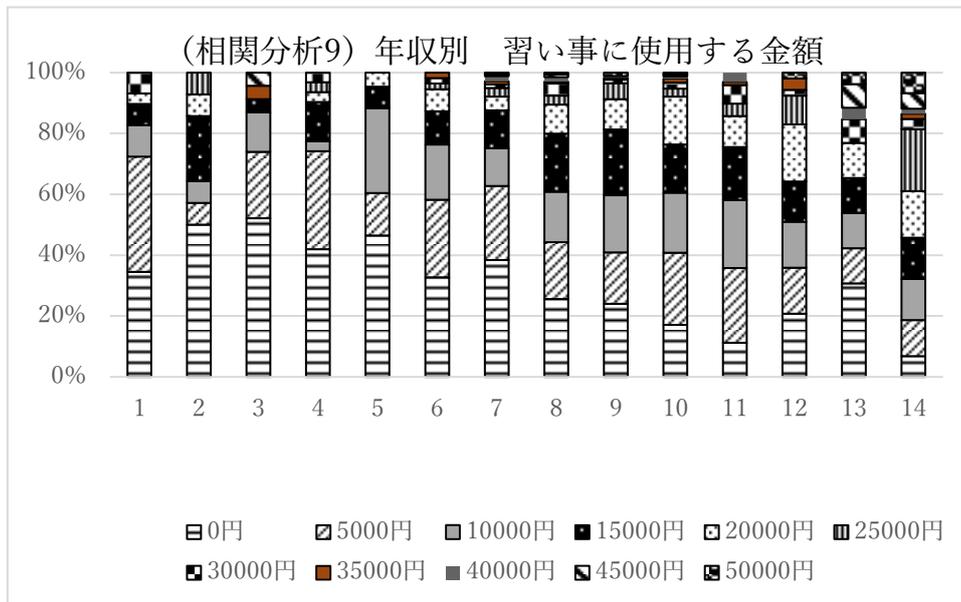


(7) 年収別学習時間 (105 p)



世帯年収と学習時間の相関は.024 (ほぼ関連なし)。グラフを見てもこれという傾向は見られませんでした。しかし、質問項目に学習塾や習い事の時間は含まないと記載していた影響があると考えられます。

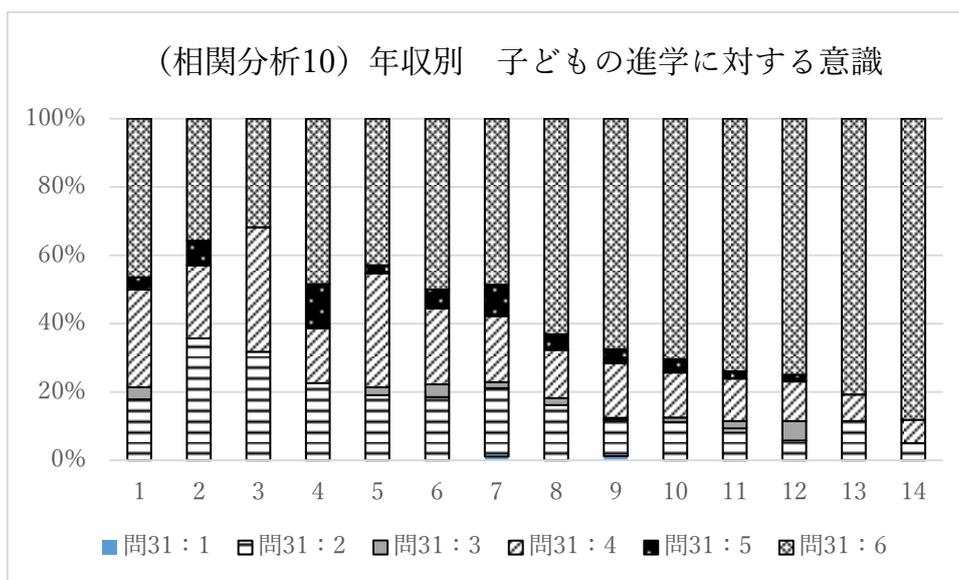
(8) 年収別習い事に使用する金額 (106 p)



習い事の月謝の総計を、5000円単位で最も近い値に近似し、累計棒グラフで表しました。「50000円」と書かれているものは、実際は47500円以上(最高90000円)です。

習い事の月謝総計と世帯年収の相関は0.201、習い事をしていない理由として経済的な事情と回答している人は、比較的低収入の家庭が多い結果となりました。(相関0.214)

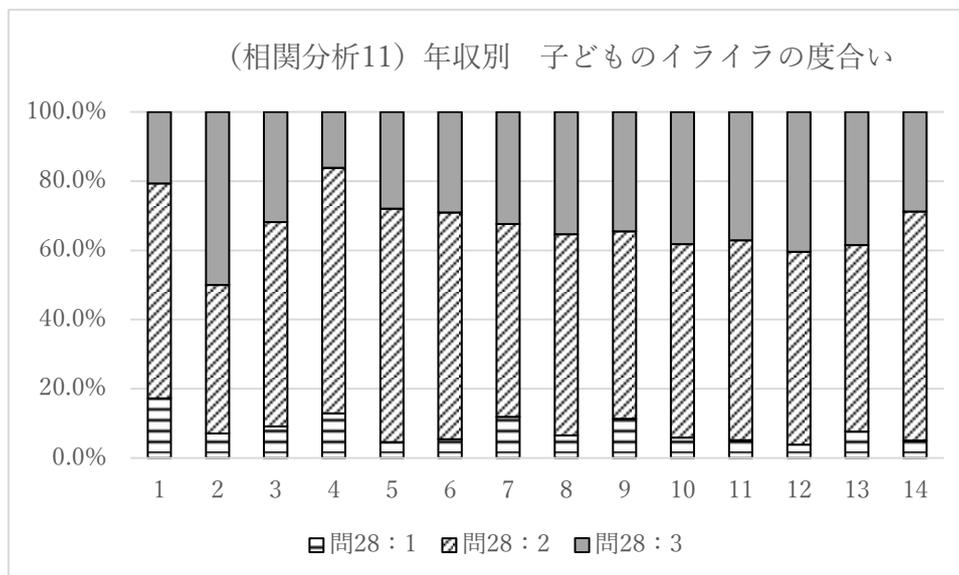
(9) 年収別子どもの進学に対する意識 (107 p)



「1：中学校」「2：高等学校」「3：高等専門学校」「4：専門学校（専修学校、各種学校）」「5：短期大学」
「6：大学または大学院」

世帯年収 250 万円未満（グラフの 5 以下）については、ほとんど意識の差はありませんが、そこから緩やかに大学進学への希望が増加する傾向があるようです。

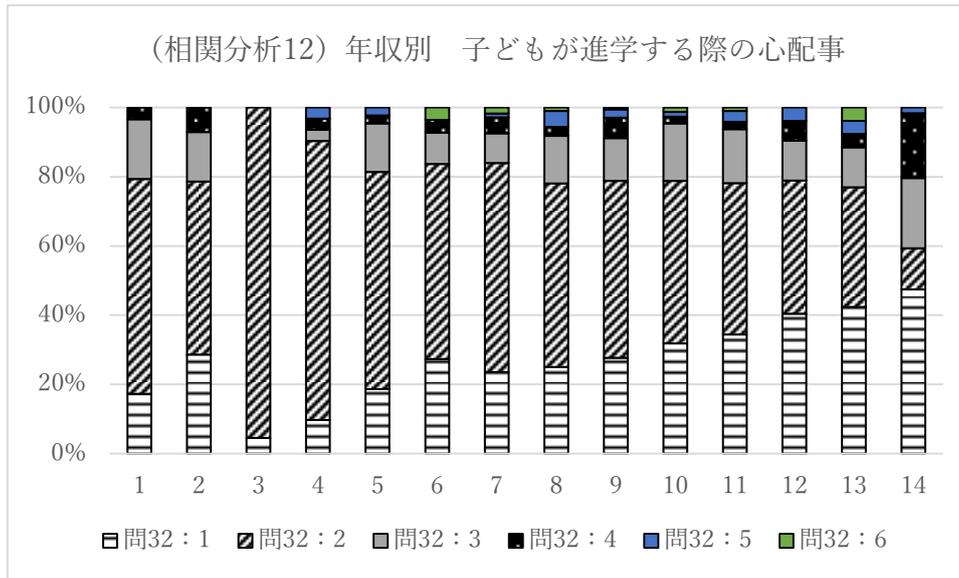
(10) 年収別子どものイライラの度合い (151 p)



「1：よくある」「2：ときどきある」「3：まったくない」

ほぼ傾向無しとも取れるが、所得が高いほど回答3「まったくない」の割合が高くなっています。

(11) 年収別子どもが進学する際の心配事 (108p)



「1：子どもの教育（学力）」「2：金銭的な負担」「3：進学先の選択」「4：特にない」「5：わからない」「6：その他」

年収 200 万円以下はかなり揺れているが、データ数が少ないことが起因しているものと思われ、おそらく実際のところは、あまり傾向はないと予想されます。

200 万円以降は、徐々に金銭的負担への心配が子どもの学力の心配へ変わっている傾向が伺え、背景には問 31 であったように、子どもに高い学歴を望むことも影響してと考えられます。年収 1000 万円以上のところは大きく変わっていますが、これもデータ数が影響している可能性が高いと考えられます。

(12) その他の事項における分析結果

子どもの放課後の過ごし方 (43p)

相関係数で見たところ、世帯年収と子どもの放課後の過ごし方は、ほぼ関連がありませんでした。

わずかな傾向として、世帯年収が高い家庭ほど習い事に通わせたい、($r=.139\sim.153$)。また、世帯年収が低いほどファミリーサポートセンターの利用を希望するという傾向もわずかにありました ($r=.079\sim.089$)。

健康管理 (100p以下)

朝食摂取、晩御飯、入浴の有無、むし歯の状況については、それぞれ、.110 .080 .100 .098 の相関がありました。子どもの食事や衛生面と世帯年収との関連はわずかなものと考えられます。

栄 養（61 p）

子どもの日ごろの食生活への不安について聞いたところ、相関係数が-.028～.003 でいずれの回答をとっても、世帯年収との関連はないという結果となりました。（選択肢は栄養バランス、アレルギー対応、肥満、生活習慣病など）

運 動（62 p）

週 n 回を月 4n 回とみなして相関係数を取った所、相関係数.058 であり、世帯年収との関連はほぼないという結果になりました。

就寝・起床（63 p）

起床時間→相関-.038、就寝時間→相関-.025 と世帯年収との関連はなしという結果となりました。

子育て不安（109 p）

子育て不安の項目の中で、世帯収入とある程度の相関を持っていたものは1とで、このうち項目1「子育て全般の経済的な負担が重い」は回答数 559 だが、世帯収入との相関が.177。収入が少ないほどこのように感じている傾向が少し見受けられます。

項目3「子どもとの接し方など育児の方法がわからない」は回答数 93 と少ないが、世帯収入との相関は.100。収入が少ないほどこのように感じている傾向がわずかにあります。

相談できる相手（92 p）

相談項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目は1、5、14で、このうち子育てに関して気軽に相談できる先として、世帯年収が高い家庭ほど1「配偶者・パートナー」を挙げる傾向がやや伺えます（ $r=.273$ ）

また、5「職場の人」についてもわずかに傾向あり（ $r=.084$ ）、一方、世帯年収が低い家庭ほど14「相談できるところはどこもない」と回答する割合が少しみられます（ $r=-.143$ ）。

従って、世帯収入が高い家庭の方が、配偶者・パートナー、職場の人など比較的身近な人に相談できる場所があり、世帯収入が低い家庭ほど相談できるところはないと感じていることとなります。

考えられる可能性としては、①相談援助スキルと関連するコミュニケーション能力や社会性がそもそも高いため、それが評価されて世帯収入が高くなった ②世帯収入が高い＝それなりに重要なポストにいるため、周囲の人からの関心が高く、相談に乗ってくれやすい ③良い配偶者・パートナーに出会えたことで、QOLが増し、結果的に世帯収入の増加へ結び付いた などがあります。

反対に、子育てを始めとする様々な悩みを相談できるところがどこもないために QOL が悪化し、結果的に世帯収入の減少（もしくは増加しない状態）に結び付いた可能性などが考えられます。いずれにしても、行政による即自的効果の得られる介入は非常に難しいことが予想されます。

子育てに関する相談先の認知度（93 p）

子育てに関する相談先の認知度について、「知っている」「これまでに利用したことがある」の2点に関しては、世帯収入との相関はそれほど高くない結果となりました。

地域社会における子育て・教育環境の様々な場面（96 p）

地域における子育て・教育環境の項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目は、1「地域に住む人々との交流の場を増やす」と7「学習塾等、子どもの学力を伸ばすための施設の充実を図る」であり、それぞれの相関係数は1が.082、7が-.056という結果となりました。

比較的世帯収入が少ないと、学力を伸ばすことに意識が向くが、高収入の世帯になると、学力を伸ばすために塾などを活用する金銭的余裕があるため、社会的な場への関心が高まるということが伺えます。

仕事と子育ての両立（57 p）

問39の項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目、3「市役所などからの保育や子育て支援サービス等に関する情報提供」は相関-.100、5「育児休業や短時間勤務などの職場の両立支援制度」は相関.068となっています。

世帯収入が少ない家庭は市役所への援助（情報提供）を求める一方、世帯収入が高い家庭は職場への両立支援制度を求めている傾向が伺えます。

地域社会とのつながり（95 p）

「わからない」と回答しているものは分析から除外しましたが、いくつかの項目で負の相関が出ています（つまり世帯収入が高いほど回答が「とても思う」に寄っている傾向がある）。

項目は、「2. 信頼できる住民が多い」が（相関-.122）、「3. 治安が良い」（-.105）、「5. 子どもの学力を伸ばすための施設が充実している」（-.090）、「9. 図書館や公民館、スポーツ施設等で子供が参加しやすいイベント等が充実している」（-.081）です。

世帯収入と地域社会へのつながりの傾向としては、所得の高い人は、1、親同士の付き合いや近所付き合い。2. 信頼できる住民3. 治安 等の回答が多いのに対し、所得が低い人は4.公園などの外遊びができる場所がある。ことに対する満足度は高いが、他の項目には満足度は低い結果となりました。

3 子どもの貧困対策に係る今後の方向性について

(1) 基本的な考え方

本市の子どもの貧困状況については、全国的な傾向に準ずる状況です。本市における貧困対策としては、すでに教育・福祉・保健医療等の分野で文部科学省・厚生労働省等が進める放課後児童クラブ・生活困窮者自立支援事業・児童館・子ども食堂等、公的・私的機関が様々な事業を展開しています。

しかし、その一方でそれらのセーフティーネットから抜け落ちる子育て家庭が存在していることも推測されます。そこで、今後の子どもの貧困対策としてはそういった家庭をいかにして各種の支援に結びつけていくかが特に重要となってきます。

本市では、今般改正された国の大綱なども踏まえながら、今後の子どもの貧困対策の進め方について体系的に整理していきます。

(2) 分野ごとの方針と施策

【1】 教育の支援

貧困の連鎖を解消するためには、全ての子どもがその置かれた家庭環境に左右されることなく教育を受ける機会が確保され、その可能性を伸ばしていくことができる社会的環境を整備・構築していくことが重要であると考えられます。

学校はスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、放課後児童クラブをはじめとした地域の子育て支援団体との連携を通じて、苦しい家庭環境にある子どもを早期に発見して適切な支援につなげるという重要な役割を担っています。

本市では、教育の支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 幼児教育・保育の無償化、給食費の無償化の推進
- ② 幼児教育・保育の質の向上を図るための研修や人事交流の実施
- ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの適正配置の推進
- ④ 少人数学級や放課後補習などの実施による教育指導体制の充実
- ⑤ 特に配慮を要する子ども（児童養護施設等の子ども・外国人児童生徒等）への学習等の支援
- ⑥ 就学援助制度の充実による義務教育における教育負担の軽減
- ⑦ 生活困窮世帯等への学習・生活支援の実施

【2】 生活の安定のための支援

子どもの健やかな生育を図るうえでは、親の妊娠・出産期からの継続的な支援が欠かせないと考えられます。しかしながら、苦しい家庭環境にある子どもは経済的に不利な状況に置かれるだけでなく、行政や地域の目が届きにくくなるということも懸念されます。

本市では、このような事態を防ぐため、生活の安定のための支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期の支援として、乳幼児家庭全戸訪問による状況把握

や特定妊婦等への支援

- ② 保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減
- ③ 社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度などの推進
- ④ 公営住宅に関する優先入居等の支援

【3】 保護者に対する就労の支援

保護者の就労を支援していくことは、家庭における安定した経済的基盤の形成を図るために重要なものであると考えられます。また、家庭が安心して子育てできる環境であることは、健やかな子どもの成長を促すうえでも欠かせないものであると考えられます。

本市では、保護者に対する就労の支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① ひとり親家庭を対象としたハローワーク等関係機関と連携した様々な就職支援
- ② 生活困窮世帯に対する様々な就労支援の実施

【4】 経済的支援

対象家庭の経済的な安定を図るためには、経済的支援についても他の支援と組み合わせたうえで実施していくことが望ましいと考えられます。

本市では、経済的な支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 児童手当・児童扶養手当制度の実施
- ② 子育て応援育児用品貸出事業の実施
- ③ ひとり親家庭等子育て支援事業をはじめとするひとり親支援策の実施

(3) 貧困対策の指標

第2期子どものひかり計画では、現在実践されている各事業内容やネットワークを活用し、今後の子どもの貧困対策動向を踏まえ実践する各部署の支援を数値化(%)することにより、年度毎の状況を視覚化し、強化すべき課題を明確にするとともに、指標に係る担当部署を記載します。

なお、指標の設定については次の視点から行うものとします。

- ① 基本的には内閣府の指標をもとにすることにより、全国及び香川県との比較分析を極力行えるものとします。
- ② 指標によっては、国・県とちがいが、市レベルでは母数が極端に少ないものもあります。このようなものは、年度による変動幅が非常に大きく指標としては不相当と考えます。
- ③ 毎年、実施されている統計などから導き出せる数値から指標を設定するものとし、特別なアンケート調査など、数値の算定に費用等を要するものは不相当と考えます。
- ④ ①～③を踏まえたうえで、子どもの貧困対策に係る関係課が一致し、共通認識のもと様々な施策を推進していけるものであることが指標として望ましいと考えます。

子どもの貧困対策に係る指標

指 標		直 近 値	関連事業（関係課）	備 考
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	国	(H30) 93.7%	生活困窮者学習支援事業 (福祉課)	
	県	(H30) 92.9%		
	市	(H31) 100%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	国	(H30) 50.9%	スクールソーシャルワーカー 配置事業 (学校教育課)	国の新大綱による指標
	県	-		
	市	(R1) 29.4%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	国	(H30) 58.4%	スクールソーシャルワーカー 配置事業 (学校教育課)	国の新大綱による指標
	県	-		
	市	(R1) 83.3%		
就学援助制度の事前周知状況	国	(H29) 65.6%	就学援助制度 (教委総務課)	入学時・進級時に書類による周知を行っているもの
	県	(H29) 38.9%		
	市	(H30) 100%		
児童扶養手当の受給児童数の割合	国	(H29) 6.4%	児童扶養手当支給事業 (子育て支援課)	
	県	(H29) 7.5%		
	市	(H30) 9.3%		

4 子どもの貧困対策チームの体系と実践

現在、本市における子どもの貧困対策については、市長を本部長、副市長・教育長・モーターボート管理者を副本部長、すべての部長を本部員とする「子どもの貧困対策本部」が設置され、その下に子ども未来部長を委員長とし、関係する16課で構成する「子どもの貧困対策事務調整会議」が本部の所掌事務を補佐するために置かれています。

しかしながら、組織としての規模が大きいことがマイナスに作用し、効果的・効率的な活動がほとんどできていないのが実情です。

そこで今回、新たにシンプルなチーム組織を構築する必要があると考え、関係課の中でも子どもの貧困対策に直接かかわる度合いが特に高い子育て支援課・福祉課・教育委員会総務課・学校教育課の4課と秘書政策課で庁内横断的な「子どもの貧困対策P・T(プロジェクトチーム)」を構成し、このP・Tが主体となって子どもの貧困対策に対応していきます。

子どもの貧困対策本部

子どもの貧困対策事務調整会議

子どもの貧困対策P・T

子育て支援課・福祉課

教委総務課・学校教育課

秘書政策課

5 結び・今後に向けて

本市は、こども未来計画～中間見直し～（平成30年3月）にて、生活保護世帯に限らず生活困窮世帯を含めた分析を行い、4つの柱など（教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）に基づいて支援を体系化し、様々な視点から生活困窮する世帯への支援体制を強化してきました。

国は子どもの貧困支援として、新たな大綱（「今後の子供の貧困対策の在り方について」子供の貧困対策に関する有識者会議：令和元年8月）の基本方針の中で「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要がある」と明記しています。また、検討事項として（1）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援（2）地方公共団体による取り組みの充実（3）支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援が述べられています。

本市としては、これまでの支援体制をさらに強化するために、各部署が持つ情報を指標に取り入れ現状を視覚化することにより、地域ニーズを明らかにすると同時に取り組みに対する効果を見る等の評価も必要と考えます。

子どもの貧困対策に関する取組では、施策の実施対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することのないよう充分留意し、行政、地域、NPO、企業等の民間団体がコンソーシアムを組んで進め、地域全体で子どもの未来を応援することが求められます。今後は本計画で新たに構築される対策チームが中心となることで、各部署が行う支援やこれまで個々に直接的に情報交換していたケース（行政・民間事業等）地域の社会資源との連携を図り、すでに活動する地域の社会資源が住民に理解しやすく活用されやすい、中核的な役割を果たす活動が実施できると考えます。また、生活支援、学習支援等を行うNPO等の民間団体には、人材育成や待遇改善、ボランティアや運営等のノウハウの共有等を行い、こども達が安心して継続して参加・利用できる支援体制等の構築を対策チームと連携を図り検討する必要があります。

本計画では、主に指標の設定と子どもの貧困対策チーム組織の設定をしました、また、指標に対しては丸亀市全世帯との比較及び全国・都道府県との比較分析及び地域特性や社会情勢ふまえて分析することが必要です。これらの活動を継続して行うことで、指標の動向を確認し施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて見直しや改善に努める必要があります。

今後は、地域住民全体で子育てを支えあえる認識を深め、切れ目のない地域共生社会の実現をめざしていくことが求められます。

資料編

1 第2期計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成30年 5月24日(木)	第1回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議委員委嘱 ・第2期丸亀市こども未来計画(案)の諮問 ・現在の「こども未来計画」の成果と課題について ・次期こども未来計画の策定スケジュールについて ・次期こども未来計画の体系について
平成30年 6月28日(木) 7月12日(木)	視察研修	幼稚園から認定こども園に移行した教育・保育施設で、異年齢保育の取り組みなどを視察した。
平成30年 8月22日(水)	第2回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定について ・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・平成30年度の幼稚園・保育所(園)等の状況について ・平成29年度地域子ども・子育て支援事業の状況について ・平成29年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について
平成30年 11月29日(木)	第3回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「量の見込み」の算出等の考え方について ・教育・保育提供区域の設定について ・アンケート調査の実施について
平成30年 11月～12月	アンケート調査	就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生の本人と保護者及に対して「丸亀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的なニーズを把握した。
平成31年 1月7日・10日・22日(月・木・火) 2月19日(火)	ヒアリング調査	様々な形で地域の子育て支援に携わる機関、団体等4か所を対象にヒアリング調査を実施し、今後の子育て支援の課題を把握した。
平成31年 2月14日(木)	第4回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について ・アンケート調査の結果について

年月日	項目	内容
令和元年 5月30日（木）	第5回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議委員委嘱 ・アンケート調査結果について ・計画策定の進め方 ・ワークショップの開催について ・教育・保育の量の見込みについて
令和元年 7月25日（木）	第6回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議委員委嘱 ・丸亀市子ども・子育て会議について（会長及び副会長選任） ・第2期丸亀市こども未来計画について ・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・平成30年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（任意記載項目）の状況について
令和元年 7月28日（日）	丸亀市の子どもの未来を考えるワークショップ	市民が市の現状をどのように捉え、今後どのようにしていきたいか、市民として何ができるかを考え、今後のよりよい子育て、子育て環境の検討を行った。
令和元年 10月9日（水）	第7回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について ・第2期丸亀市こども未来計画の素案について ・令和元年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について
令和元年 10月23日・30日（水） 11月5日（火）	視察研修	保育所から認定こども園に移行した教育・保育施設で、異年齢保育の取り組みなどを視察した。
令和元年 12月12日（木）	第8回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期丸亀市こども未来計画案について
令和2年 1月7日（火） ～2月5日（水）	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期丸亀市こども未来計画案について
令和2年 2月18日（火）	第9回丸亀市子ども・子育て会議	
令和2年 ●月●日（●）	市長答申	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期丸亀市こども未来計画案について

2 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年7月12日～令和3年7月11日)

	氏名	団体・役職名	備考
学識 経験者 (3名)	辰巳裕子	香川短期大学 子ども学科第Ⅲ部 准教授	
	新岡礼伸	香川短期大学 子ども学科第Ⅲ部 准教授	
	三野靖	香川大学法学部 学部長	会長
公共的 団体等 の 構成員 (5名)	奥澤日登美	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会長	
	玉井弘一	城坤地区コミュニティ 会長	
	中野実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会 会長	副会長
	松永幸子	丸亀地区労働組合協議会 会員	
	矢野秀典	丸亀商工会議所 青年部 会長	
福祉 関係者 (5名)	大西陽子	丸亀市立保育所等所長会 会長	
	高木明美	NPO法人 地域は家族・コミュニケーション 理事長	
	高橋勝子	NPO法人 さぬきっずコムシアター 理事長	
	三宅健介	丸亀市保育所保護者会連合会 副会長	
	吉村真樹	社会福祉法人 溢愛会 ふたば西保育園 園長	
教育 関係者 (6名)	太田正則	丸亀市立中学校長会 副会長	
	河井政人	丸亀市PTA連絡協議会 幼稚園・こども園部会 代表	
	重成由美	丸亀市立幼稚園・こども園長会 会長	
	土井マズミ	学校法人丸亀虎岳学園 丸亀城南虎岳幼稚園 園長	
	平田貴久	丸亀市立小学校長会 副会長	
	柳口華織	丸亀市PTA連絡協議会母親部会 部長	
公募 委員 (2名)	池田健輔	公募委員	
	渡邊重久	公募委員	

(敬称略・会長、副会長以外は区分ごとに五十音順)

3 区域別 量の見込みと確保方策 旧丸亀地区

【教育・保育提供区域別】〈東中学校区〉

① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定 + 2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	285 (285)	299 (299)	263	262	255	252	249
	計							
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	295	295	295	295	295	295	295
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	89	89	89	89	89	89	89
	確認を受けない幼稚園	130	130	130	130	130	130	130
	計	514	514	514	514	514	514	514
②-①		229	215	251	252	259	262	265

※R1の量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 2号認定（保育所）		388 (385)	392 (391)	400	397	388	383	380
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	248	248	332	332	332	332	332
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	231	231	231	231	231	231	231
	計	479	479	563	563	563	563	563
②-①		91	87	163	166	175	180	183

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		31 (28)	76 (57)	70	69	68	67	65
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	51	51	63	63	63	63	63
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	30	30	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	81	81	93	93	93	93	93
②－①		50	5	23	24	25	26	28

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		247 (229)	255 (236)	258	258	263	260	256
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	141	141	165	165	165	165	165
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	144	144	144	144	144	144	144
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	285	285	309	309	309	309	309
②－①		38	30	51	51	46	49	53

【教育・保育提供区域別】〈西中学校区〉

① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	335 (335)	331 (331)	308	307	300	296	293
	計							
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150	150	150	150	150	150	150
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	19	19	19	19	19	19	19
	確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240	240	240
	計	409	409	409	409	409	409	409
②－①		74	78	101	102	109	113	116

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 2号認定（保育所）		557 (549)	554 (552)	569	567	552	545	541
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	573	573	618	618	618	618	618
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	95	95	95	95	95	95	95
	計	668	668	713	713	713	713	713
②－①		111	114	144	146	161	168	172

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		54 (48)	132 (98)	120	118	116	114	112
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	90	90	102	102	102	102	102
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	12	12	12	12	12	12	12
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	102	102	114	114	114	114	114
②－①		48	▲30	▲6	▲4	▲2	0	2

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		441 (377)	457 (393)	452	448	456	451	444
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	347	347	373	373	373	373	373
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	48	48	48	48	48	48	48
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	395	395	421	421	421	421	421
②－①		▲46	▲62	▲31	▲27	▲35	▲30	▲23

【教育・保育提供区域別】〈南中学校区〉

① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	245 (245)	225 (225)	226	225	219	216	215
	計							
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	180	180	180	180	180	180	180
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	315	315	335	335	335	335	335
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	495	495	515	515	515	515	515
②－①		250	270	289	290	296	299	300

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 2号認定（保育所）		369 (365)	387 (385)	379	377	368	363	360
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	177	177	155	155	155	155	155
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	285	285	333	341	348	348	360
	計	462	462	488	496	503	503	515
②－①		93	75	109	119	135	140	155

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		34 (30)	82 (61)	75	74	73	72	70
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	46	46	40	40	40	40	40
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	40	40	64	64	64	64	64
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	92	92	110	110	110	110	110
②－①		58	10	35	36	37	38	40

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		249 (213)	244 (222)	261	260	265	263	260
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	98	98	86	86	86	86	86
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	152	152	185	187	190	190	188
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13	13
	計	263	263	284	286	289	289	287
②－①		14	19	23	26	24	26	27